

(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 4 年 12 月

株式会社シーテック

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日及び公告方法	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と 事業者の見解	4

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和4年9月28日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

[別紙1参照]

令和4年9月28日（水）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・静岡新聞、中日新聞

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ

[別紙2参照]

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報しまだ 令和4年9月号（掲示版）（別紙2-1参照）
- ・広報かけがわ 令和4年9月号（お知らせ版）（別紙2-1参照）
- ・広報もりまち 令和4年9月号（お知らせ版）（別紙2-2参照）

③ インターネットによるお知らせ

[別紙3参照]

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・当社ホームページ
- ・静岡県のウェブサイト（別紙3-1参照）

<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-050/assess/going/windparkfuryoku.html?edit=1>

- ・掛川市のウェブサイト（別紙3-2参照）

<https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/docs/321311.html>

- ・森町のウェブサイト（別紙3-3参照）

https://www.town.morimachi.shizuoka.jp/gyosei/kurashi_tetsuzuki/jutaku_pet_seikatsu/3341.html

- ・株式会社シーテックのウェブサイト（別紙3-4参照）

<http://www.ctechcorp.co.jp/#news>

(3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎10か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 地方公共団体庁舎

- ・静岡県庁（くらし・環境部環境局生活環境課）：静岡県静岡市葵区追手町9-6
- ・掛川市環境政策課 : 静岡県掛川市長谷1-1-1
- ・掛川市大須賀支所地域振興係 : 静岡県掛川市西大渕100
- ・掛川市大東支所地域振興係 : 静岡県掛川市三俣620

・島田市役所本庁舎（情報公開コーナー）	: 静岡県島田市中央町 1-1
・島田市金谷南地域総合課（金谷南支所）	: 静岡県島田市金谷本町 2014-2
・島田市金谷北地域総合課（金谷北支所）	: 静岡県島田市竹下 470-2
・島田市川根地域総合課（川根支所）	: 静岡県島田市川根町家山 4153-6
・島田市環境課（田代環境プラザ）	: 静岡県島田市伊太 7-1
・森町役場住民生活課生活環境係	: 静岡県周智郡森町森 2101-1

② インターネットの利用

[別紙 3 参照]

当社ホームページに準備書の内容を掲載した。

<http://www.ctechcorp.co.jp/#news>

(4) 縦覧期間

令和 4 年 9 月 28 日（水）から令和 4 年 10 月 28 日（金）までとした。

自治体庁舎は土・日を除く開庁時とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（受付簿への記載者数）は 11 名であった。

(内訳)	・静岡県庁（暮らし・環境部環境局生活環境課）	0 名
	・掛川市環境政策課	4 名
	・掛川市役所大須賀支所地域振興係	0 名
	・掛川市大東支所地域振興係	0 名
	・島田市役所本庁舎（情報公開コーナー）	3 名
	・島田市金谷南地域総合課（金谷南支所）	0 名
	・島田市金谷北地域総合課（金谷北支所）	0 名
	・島田市役所川根地域総合課（川根支所）	0 名
	・島田市環境課（田代環境プラザ）	0 名
	・森町役場住民生活課生活環境係	4 名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、当社は準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。 [別紙 1~3 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和 4 年 10 月 12 日（水）19:00～20:30
- ・開催場所：森町文化会館ミキホール・ホール（静岡県周智郡森町森 1485）
- ・来場者数：10 名

- ・開催日時：令和 4 年 10 月 13 日（木）19:00～21:00
- ・開催場所：掛川市生涯学習センター・ホール（静岡県掛川市御所原 17-1）
- ・来場者数：46 名
- ・開催日時：令和 4 年 10 月 14 日（金）19:00～20:30
- ・開催場所：島田市川根文化センターチャリム 21・ホール（静岡県島田市川根町家山 1173-1）
- ・来場者数：7 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙 4 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和 4 年 9 月 28 日（水）から令和 4 年 11 月 11 日（金）まで

（縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 19 通、意見総数は 40 件であった。

第2章 環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は40件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。なお、意見の概要に関しては原文のまま記載している。

表2-1(1) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.		意見の概要	事業者の見解
A 氏	1	<p>気候温暖化を呼ばれている最近、とてつもない大きな風力（プラント）発電を作と聞きました。たくさんの木を切り山崩を削り、その残土は？伊豆山の土石流の怖も知りました。プラスよりマイナス面が多すぎます。</p> <p>もうこれ以上自然を壊さないで欲しいです。多分この計画を立てられた時よりもずっと地球の温暖化が進み異常気象の頻繁が現われ、今後予想もつかない事態になりかねないと思っています。そして鳥の営巣地にもなっているとの事。</p> <p>未来の人達に良い環境を残してほしい。</p>	<p>・当社は、中部電力グループの一員として、脱炭素社会の実現に貢献することを目的として、これまで電力・情報通信・土木建築分野における建設工事・保守業務において培った技術・知見を活かし、風力・太陽光・小水力といった再生可能エネルギー発電所の開発に積極的に取り組んでまいりました。</p> <p>また、これまでの長年にわたる再生可能エネルギー発電所の開発・運営で培った再生可能エネルギー分野の技術や知見のさらなる活用を通じて、現在、日本政府が掲げる2050年カーボンニュートラル社会の実現に向け、微力ながら貢献できるとの考えのもと、今後も再生可能エネルギーの開発に取り組んでまいります。</p> <p>今般、当該地点において風力開発の可能性が高い地点が見いだされたことから、当該地点における風力発電の可能性調査をさせていただいております。今後も風力発電が環境に与える影響を適切に予測評価した上で事業を進め、カーボンニュートラル社会に貢献してまいりたいと考えております。</p>
B 氏	2	<p>①工事発生土の盛り土の安定性、安全性について 水源地への残土が一番不安。10/13の住民説明会では、これからもう少し細かく調査する、地元にも詳しく説明することだった。</p> <p>地元役員だけでなく、全住民を対象にていねいに説明してほしい。</p> <p>地球温暖化もあり、雨の降り方は今まで以上になると考えられる。</p> <p>想定外だったは許されない。</p> <p>②動物、植物、生態系への懸念について クマタカ、渡り鳥の調査が不十分だと感じる。 クマタカの繁殖が確認されているが、営巣地はすべてが確認されていない。どこに巣があるのか分からぬのに、影響は少ないと結論づけていいのか。慎重かつ十分な調査と対応で、絶滅危惧類のクマタカは守ってほしい。</p>	<p>①風力発電所は風況の良い山の尾根部を利用させていただく計画としております。このため山地において切土や盛土を行うこととなるため、造成させていただく個所は、地形や地質及び地盤の状況を調査し、安全な造成計画となるよう努めてまいります。</p> <p>なお、当該事業は静岡県林地開発許可の審査を受けることとなるため、林地開発基準に準拠した設計をいたします。加えて2022年7月より静岡県盛土条例も施行されており、この条例に適合するよう設計段階から所管部署様からの指導をいただきながら適切な調査設計を進めてまいります。</p> <p>②クマタカについては、ご意見にありますように営巣地が確認されていないペアもいるものの、確認された飛翔状況等から、それぞれのペアにおける行動圏等を推定しており、その結果については、準備書p1424にお示ししております。推定された行動圏から、本事業による影響を予測評価しており、その内容についても妥当なものであると判断しております。また、本事業については、継続した猛禽類調査を実施し、その結果を精査した上で、評価書において、予測評価を行います。</p> <p>なお、上記のクマタカの行動圏の推定結果については、生息地保全の観点からも、縦覧版の図書では非公開とさせて頂いております。</p>

表 2-2(2) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
C 氏	3 秋のタカ渡りについて 当地域は、静岡市和田島→竜爪山→牛ヶ峰→ダイラボウ→藤枝市椿山から続く駿河湾に近いタカ渡りルートとなっている。八高山地域では静岡市を通過後およそ 1 時間半後に到達することがわかってきていている。準備書における結果においても秋の渡り時期にはサシバが希少猛禽類中最も確認数(501 例)が多くハチクマもそれに準する。衝突率の予測でもサシバが最も高い。本地域がタカ渡りのメインルートであることは他地域 3372 個体が本地域では 7500 個体確認(準備書 1293p.)と 2 倍以上の記載があるとおり本準備書でも明確となった。したがって本地域における風力発電事業を再検討する必要がある。少なくともサシバ等の秋の渡りが多数確認され衝突率が高くなっている八高山より南の風車は計画中止すべきか風車基数を大幅に減ずるべき、あるいは 9 月から 10 月のタカ羽渡り期間の稼働中止が必要である。	渡り個体の数については、猛禽類及びその他の鳥類を含めた数となっており、弊社が本事業と並行して浜松市内で計画している（仮称）ウインドパーク天竜風力発電事業（以下、他事業）における渡り鳥の確認状況との比較を行っております。猛禽類に限った場合、本事業では 764 個体、他事業では 170 個体となっておりますが、本事業と他事業の間では有意の個体差があると認識しております。 一方で、調査結果を基に算出した年間予測衝突数から、値の高いメッシュへの風力発電機の設置は避けられていることからも、渡り鳥に対する影響は低減出来ているものと考えております。

表 2-1(3) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
D 氏 4	<p>貴社が作成した（仮称）ウインドパーク遠州東部風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対して、下記の通り意見を述べる。</p> <p>【主旨】</p> <p>以下の理由により、本事業の縮小または中止を含めた、抜本的な影響回避策を講じることを求める</p> <p>【全体について】</p> <p>(仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業における環境影響評価準備書（以下、準備書という）に掲載されている対象事業実施区域（以下、計画地という）では、以前より希少猛禽類のクマタカ（環境省レッドリスト絶滅危惧 IB類）の生息・繁殖が確認されている。また、サシバ（環境省レッドリスト絶滅危惧 II類）の秋季の主要な渡りの経路となっている（武田 1989）。そのため、貴社が当該事業を実施することで、これらの鳥類がバードストライクや生息地放棄、障壁影響等の影響を受けることは確実である。</p> <p>準備書に記載されている通り、貴社の調査でも計画地およびその周囲において、クマタカについては少なくとも 8 ペア以上が繁殖・生息していることが確認されている。また、サシバ等の渡りについては秋季の渡りが令和 3 年の調査でも観察されたことが、貴社の準備書から読み取れる。</p> <p>しかしながら、この結果をもって貴社が直ちに『環境影響評価準備書【要約書（縦覧版）】環境影響評価結果の概要(8)』の中の「3. 予測評価の結果」において『環境保全措置を講じることにより重要な種及び生息地に関する影響は、現時点において小さいものと考えられることから、実行可能な範囲内で回避、低減が図られているものと評価します。』と評価した結果については、次に示した理由により、貴社が適切な予測・評価を行ったとは言い難い。</p> <p>クマタカにおいて「猛禽類保護の進め方（改訂版）一特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて」（平成 24 年 12 月環境省）に準拠して行動圏、高利用域、営巣中心域をそれぞれのペアについて解析し、その結果をもって予測評価をすべきところ、本準備書においては全く言及されていない（又は公表していない）。準備書の調査では「猛禽類保護の進め方（改訂版）」の 52 頁『予備調査・調査計画の策定』の段階であると思われる。したがって、本準備書はこの 1 点を見ても、適切に鳥類への影響を予測および評価できているとは言えない。</p> <p>また、鳥の渡りについて“年間予測衝突数”的みの数値で評価して、移動経路の遮断・阻害の影響は小さいと予測しているが、貴社も言及している通り不確実性を伴っているため、適切な保全措置につながらない。</p> <p>鳥類調査の方法についても以下【個別の項目について】に示すように、内容の不備があるので、準備書へその旨を追加記載するか“準備書の再提出”を行うべきと考える。（次ページへ続く）</p>	<p>クマタカについては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）一特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて」の内容に準じる形で 2 繁殖期を含めた調査期間を設定し、調査を実施しました。その中で、確認された 8 ペアについて、営巣地は確認されなかったものの、その確認状況等から、各ペアの行動圏を推定しております。推定結果については、準備書 p1424 にお示しております。推定された行動圏内には、風力発電機の設置予定箇所も含まれる結果とはなりましたが、各ペアにおける好適な採餌環境の減少率の面からは、好適性指数の高い範囲での減少率は概ね小さい結果となっていること（準備書 p1446～1469）、営巣環境の好適性の面からは、風力発電機の設置予定位置近傍に好適な営巣環境は存在していないこと（準備書 p1471）からも、クマタカに対する本事業の影響は実行可能な範囲で回避、低減ができるるものとして予測評価をしております。</p> <p>また、渡り鳥については、年間予測衝突数の値を参考にはしておりますが、国内における既設の風力発電事業の事後調査の結果から、風力発電機を避けた形での飛翔が確認されていること、本事業の風力発電機の配置から、迂回可能な空間は確保されていること等を踏まえ、総合的に予測評価を行っております。</p> <p>なお、上記のクマタカの行動圏の推定結果については、生息地保全の観点からも、縦覧版の図書では非公開とさせて頂いております。</p>

表 2-1(4) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
D 氏 4	<p>以上のことから、本事業を進めるにあたって、貴社に対しては、当該事業がこれらの希少鳥類の生息に影響を全く与えないよう、事業の縮小または中止を含めた、抜本的な影響回避策を講じることを求める。</p> <p>今後、影響の回避および鳥類の生息環境保全について検討を進めるのであれば、環境影響評価の精度をより向上させるためにも、下記の「個別の項目について」に記載した内容を参考にして、調査方法を再検討および変更をし、開発日程にこだわらず再調査すべきである。</p> <p>【引用文献】</p> <p>武田恵世. 1989. 日本列島におけるタカの渡り. <i>Strix</i>8: 35-123.</p>	
5	<p>【個別の項目について】</p> <p>特にこの地域では重要種となる希少猛禽類のクマタカ、渡り鳥のサシバの調査内容について、下記1~3で言及する問題点が明らかになった。</p> <p><u>1. クマタカ（希少猛禽類）の現地調査における調査地点について</u> (10.1.6-14(1403)～(1410))</p> <p>(仮称) ウィンドパーク東部遠州風力発電事業における環境影響評価方法書に対する意見書(令和2年7月10日付)において、「クマタカの生態を考慮して7水系（家山川・切山川・大代川・原野谷川・太田川・白光川・福用川）ごとの生息確認が必要」と指摘したが、2022年の定点調査は、予備調査完了段階で、8ペアの生息が確認されただけで水系ごとの生息数の詳細は不明である。</p> <p>現段階では、確定した調査地点での観察は、必要な調査期間である2年間を満たしていない。2020年を予備調査ととらえて、2021年の結果に加え、2022年も継続調査が必要である。この調査の中で、営巣場所、行動圏（主に高利用域）などを解析し、影響を予測、評価するべきである。</p>	<p>確認されたペアの飛翔状況及びそこから推定された行動圏を考慮しますと、ご指摘頂いた水系も踏まえた形での確認結果となっていると認識しております。</p> <p>しかしながら、本事業については、ご意見にもありますように、複数のペアが確認されていることからも、継続した猛禽類調査を実施し、その結果を精査した上で、評価書において、予測評価を行います。</p>

表 2-1(5) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
D 氏 6	<p><u>2. サシバの秋季渡り時の移動経路調査について</u> (10.1.4-106 (857) ~ (861))</p> <p>主な渡り鳥のサシバに関して、準備書 857 ページに「対象事業実施領域およびその周囲における鳥類の渡り時の移動経路を把握するため、当該地域での観察を行った」とあるが、表 10.1.4-22 の実績表を精査し、下記のことがわかった。</p> <p>サシバの渡りは長年の民間の研究者による報告では、主な通過日は 9 月 15 日～10 月 10 日ころに集中しており、通過する個体数は日々ばらつきが顕著である。一日の中でも夜明け頃に八高山の東斜面より飛び立つ個体があり、日没時刻にも帰入りの個体があるので、調査時間を午前 6 時頃～午後 5 時までにする必要がある。また、設定された観測地点で、東から通過するサシバを観察できるのは Wt2 と Wt5 地点で、これ以外はサシバの渡りを観察するには不適当である。以上のことにより、サシバの通過個体数は実際の観察個体数より減り、観察時間は延び、結果として年間予測衝突数は小さな値となる。つまり実際の年間予測衝突個体数は今回の結果よりかなり大きくなると考えられる。以上の内容は、調査結果の解析に大きな影響を及ぼすものであり、上記の課題を織り込み、再調査・再解析が必要である。</p>	<p>渡り鳥の調査時間については、日によって変更はございますが、最も早い時間では早朝の 5 時、最も遅い時間では午後 18 時までの調査も実施しております。ご意見にある時間をカバー出来ているものと考えております。</p> <p>また、渡り鳥のルートについては、専門家の意見からも、ある程度の幅があるものと認識しております。そのため、移動経路を把握する上では、対象事業実施区域を広く確認できる地点を設定する必要があると考えております。確認された個体数の面では、民間の研究者による報告事例に満たないものではあるものの、対象事業実施区域全体における渡り鳥の飛翔状況は把握出来たものと考えております。</p> <p>また、渡り鳥については、年間予測衝突数の値を参考にはしておりますが、国内における既設の風力発電事業の事後調査の結果から、風力発電機を避けた形での飛翔が確認されていること、本事業の風力発電機の配置から、迂回可能な空間は確保されていることを踏まえ、総合的に予測評価を行っております。</p>
7	<p><u>3. 保全措置の要否について（要望）</u></p> <p>以下の条件を満たすように保全措置の内容を検討していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 希少猛禽類クマタカについては、各ペアの高利用域内に風車の設置が無いようとする。 希少猛禽類クマタカの 2 年間の調査結果により算出した年間予測衝突個体数から設定した数値を上回るメッシュには風車の設置はしない。 渡り鳥のサシバについては、【個別の項目について】の（項目 2）によって再算出した年間予測衝突個体数から、限度設定した数値を上回るメッシュには風車の設置をしない。 	<ol style="list-style-type: none"> クマタカについては、継続して実施している調査の結果を踏まえた行動圏を推定した上で、ご意見頂いた点に留意した風力発電機の配置となるよう努めます。 年間予測衝突数に関して、影響が生じる目安とする数値の確固たる設定はございません。程度での話となり、できるだけ数値の高いメッシュについては、風車位置を変更してきた経緯がございます。 メッシュ毎の年間予測衝突数は計算しており、値の高いメッシュへの風力発電機の設置は避けられていることからも、渡り鳥に対する影響は低減出来ているものと考えております。

表 2-1(6) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.		意見の概要	事業者の見解
E 氏	8	<p>八高山は掛川市内から手軽に行ける山です。植林が多いですが所々に雑木林が点在しています。登山道や林道周辺は四季折々に様々な花やシダ、コケ等が楽しめます。登山口の泉へは JR 掛川駅前からバスで 45 分です。安心な登山者用駐車場も整っています。さらに 2020 年 3 月には快適な公衆トイレが掛川市によって設置されました。頂上からは南アルプス、富士山、そして太平洋が見渡せます。大井川沿いの川根町や掛川市の街並みもよく見えます。私は年間を通じてかわいらしい花の姿を求めてこの山域を歩いています。ここ数年の雨の後の荒れ様も実感しています。そんな場所に風力発電の風車を建設する計画が持ち上がって驚いています。次の三点から反対します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地形が険しく、近年の林道の荒れ様を見ているのでこれ以上地形を変えると大きな災害が起こる危機感。 ②風車建設のための工事でずっと親しんできた植物が消えてしまう危機感。 ③静かな環境の山域に風車の騒音、特に風車の羽根が風を切る音が聞こえる危機感。 <p>以上 3 点です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・八高山を訪れる登山者がいらっしゃることは承知しており八高山周辺は本事業の対象事業実施区域外とし、開発を行わないよう配慮いたしました。 <p>①八高山の周囲は国有林であり、林業施業に使用するための林道が多数設置されております。本事業ではこれらの既設の林道を活用させていただき、新たな道路新設による造成工事量を削減することで環境負荷の増加を抑えるよう計画しております。</p> <p>②植物に関しては、重要な種及び重要な群落について、事業計画との重ね合わせにより、本事業による影響を予測評価しております。生育地の改変を可能な範囲で回避したこと、やむを得ず改変する場合には、移植を行うといった環境保全措置を講じることからも、影響は回避または低減できていると考えております。</p> <p>③風力発電施設から発生する騒音に関しては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省 平成 29 年 5 月）により、風力発電施設から発生する騒音による生活環境への影響を未然に防止するための指針値が策定されております。 本事業における風力発電施設周辺の居住地に対して、指針値を満足するよう計画しております。</p>
	9	最近の気象状況（豪雨の頻発）から考えると八高山周辺の険しい地形に風車を立てるのは反対。方法書・準備書の説明会を地元の人々が知らないかったのはおかしい。（準備書の時には私が雑談の中で話した。）各地元には案内書を出すべきだ。貴社の姿勢に大きな疑問が生じた。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業は静岡県林地開発許可の審査を受けることとなるため、この許可制度で示される雨量強度について許可基準をクリアできるよう設計段階から取り組んでまいります。なお、2022 年 7 月より静岡県盛土条例も施行されており、この条例にも適合するよう設計段階から協議調整をさせていただいております。 ・環境影響評価手続きに関しては、公告縦覧及び住民説明会について、新聞への掲載及び市町の広報誌への掲載にて周知させていただいております。 今後も、住民の皆様に伝わり易いように、周知手段等を含めての対応も検討してまいります。
F 氏	10	一等三角点があり自然豊かな八高山は登山者の人気が高い山です。掛川市の最高峰で名山として親しまれかけがえのない山です。私は八高山には 40 余年登っていてその価値には十分理解しかっています。この山は原野谷川源流にあり地元で生活する水道水源の命の水のもとです。八高山周辺は水源涵養地帯として保全すべきところ、開発はしてはなりません。八高山にはモミやアカガシの純林、ミヤマシキミの群生地、トウカイヌミレなど様々なスミレ、イワタバコやダイモンジソウ、エンシューハグマ、キッコウハグマ、ベニシュスラン、ナベワリ、カキノハグサなど貴重な山野草が生育しています。森はクマタカなど鳥の生息場所。自然（貴重な）や住民の生活、登山者に影響を与える風力発電計画は中止してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・八高山およびその周辺につきましては、ご意見をいただきましたように当該地域において重要なものであると認識しております。そのため、事業計画検討の早い段階から、対象事業実施区域からは除外した形で検討してまいりました。 <p>現地調査においても八高山周辺では、タチキランソウ、セッコク、シキミーモミ群集といった重要な種及び群落が確認されておりますが、上記のように八高山の周辺は改変を行わないことからも、本事業による影響は回避できていると考えております。</p>

表 2-1(7) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.		意見の概要	事業者の見解
G 氏	11	<p>私はこの地区で永くクマタカの観察と写真撮影をしてきました。ここでは 30 年前に発見して以来ずっと繁殖が継続されています。環境は発見した当時と大きな変化はないです。この 10 年でも、毎年ではありませんが 1 年おき程度に雛を巣立たせています。この営巣地を取り囲むように 10 基の風車が配置計画されています。警戒心の強いクマタカは行動範囲を大きく制限されることになり繁殖できなくなると思われます。この点について十分に検討されているでしょうか。建設後の繁殖状況について継続して調査されるでしょうか。</p>	<p>クマタカについては、年間予測衝突数の算出や、準備書 p10.1.6-57(1446) から記載しております生態系の部分で各ペアの行動圏を推定した上で本事業による影響を予測評価しております。その結果から、本事業による影響については、実行可能な範囲で低減できていると考えております。また、クマタカを含めた猛禽類については、継続した調査を実施しており、評価書において、継続調査の結果も踏まえた上で、予測評価を行うほか、風力発電機の建設後にも繁殖状況の調査を実施する予定としております。</p> <p>なお、上記のクマタカの確認位置や行動圏の推定結果については、生息地保全の観点からも、縦覧版の図書では非公開とさせて頂いております。</p>
H 氏	12	<p>森町議会議員の□□と申します。三倉地区での説明会を含め今回で 3 回目の説明を伺いました。私のスタンスとしては安全を確認された原発は稼働してゆきその上での再生エネルギーのミックス活用をと考えております。ソーラーよりは風力発電の可能性を推したいです。その中でいくつか意見を述べさせて頂きます。</p> <p>①一般の方には発電量を数値で聞いてもピンとこないので、何世帯分等の表記を併用された方が良いかと思います。</p> <p>②沈砂池の容量は、雨量何ミリまでを想定しているか表記が必要かと思います。9 月豪雨のような雨量ではオーバーフローが考えられますが、その場合でもある程度のフィルター効果がある施行を望みます。</p> <p>③送電線は地中埋設とのことですが、道路沿いに埋設されるのか、変電所までのルートの表記も必要かと思います。</p> <p>④風力発電機が稼働したことにより、植林されたスギ・ヒノキ等の育成に影響は出ているか、三重県等の先行施設からの知見も加えられたら良いのでは。森林所有者や森林組合等からは気になる観点かと思います。</p> <p>⑤従来から木材の搬出等で林道を敷設した場合でも、水道（みずみち）が変わったとか、濁水が増えたとかの話は聞きます。今回は主に既存の林道等を利用するようですが、区間での排水処理には十分留意した方が良いです。特に、9 月の豪雨では山の沢や谷に濁水が集中し、かつ道路上を川のように流れ弱い部分を崩落させています。また、沢等を越す道路下に暗渠（土管）がありますが、土砂が詰まり機能不全で道路上にあふれた箇所がほとんどです。今回の豪雨はまれかもしませんが、谷側に道路が崩落すると復旧が難しく工事の進捗に大きな影響が出ると思われますので、なるべく排水溝（グレーチング）を増やし、雨水を分散させることが必要かと思われます。</p> <p>⑥工事車両の通行についてですが、森町に限らず山間部では幅員が狭くすれ違いが困難な箇所が多いので、一般車両も通る箇所では、必要に応じ仮設の信号機や、誘導員等を配備して片側通行などの対応をお願いします。</p>	<p>①ご意見いただきありがとうございます。 表現については、解り易い表現とするように努めてまいります。</p> <p>②沈砂池の必要容量の算定については、静岡県の所管部署様からの指導をいただきながら適切な調査設計を進めてまいります。浮遊物質量を削減させるため、枝条散布や高機能フィルターなどを用いる事を検討してまいります。</p> <p>③送電線は主に工事用道路の地下に地中線として配置いたします。変電所までのルートについては、道路計画が確定した後に決定します。今後の評価書の手続きにおいて記載できるよう努めてまいります。</p> <p>④弊社がこれまで開発してきた地点において、ご質問いただいた事象が発生している情報はございません。 今後も国有林様や森林組合様等との情報交換を行わせていただき、林業施業と再生可能エネルギー事業とが共存できるよう事業計画を進めてまいります。</p> <p>⑤事業計画の策定に際しては、対象事業実施区域内の林道の設置及び使用の状況を調査し、排水処理方法も加えて環境負荷の増加につながらないように配慮してまいりました。 利用させていただく林道については、短い区間での分散排水を計画し、適切な道路維持管理を進めてまいります。また排水計画においては、各地点の状況に十分配慮し、暗渠だけではなく、洗い越しを活用するなど、機能不全とならないよう検討してまいります。</p> <p>なお、当該事業は静岡県林地開発許可の審査を受けることとなるため、許可基準をクリアできるよう設計段階から取り組んでまいります。加えて、2022 年 7 月より静岡県盛土条例も施行されており、この条例に適合するよう設計段階から協議調整をさせていただいております。</p> <p>⑥工事用車両の通行に際しては、工事用車両の通行時間帯制限や必要に応じて交通誘導員を配置するなどの対策を行い、地元住民様の通行を最優先にすると共に通学路への配慮も行ってまいります。</p>

表 2-1(8) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.		意見の概要	事業者の見解
H 氏	13	<p>⑦工事が始まり、ある程度形が見えてきたら、現場見学会等を行い、地域の方の理解を深める機会があつてもいいのではと思います。また、完成後も見学会や学校の授業の一環で遠足とか、ハイキング・サイクリングイベント等を企画しエネルギー問題や環境問題を考えつつ、観光に寄与することも進めたらどうかと思います。森町でも協力できる組織・団体があります。</p>	<p>⑦地元様からのご要請に応じ、当社が三重県で開発を進めてまいりました風力発電所の稼働状況の視察や本工事においては、工事の進捗に併せた工事見学会を開催し、工事状況や環境保全対策の状況を確認いただけるよう検討してまいります。</p> <p>また、風力発電施設完成後も各種のイベントに参画し、エネルギーに対する理解の一助となるような取り組みも検討してまいります。</p>
【参考：9月23日豪雨での林道（森町三倉）の崩落】			
I 氏	14	<p>希少猛禽類の保護について ○P849～ 調査方法、日程が月3日、調査員（定点数）が12定点で、どうやって全体の繁殖が確認できるのだろうか。静岡県でもこの地域はクマタカが多く生息している場所であり普通に考えれば8ペア程がいると予想がつくのに、これだけの人員で営巣木の特定まで可能なのだろうか。 ○P1278～ 予測結果 サシバ、秋季の渡りの個体数が少なすぎる。調査日程に問題がなかったのか。また、P1293にある「2事業で同時に・・・重複していないと考えられる」というのはどういった意味なのだろうか。浜松滝沢地区でできた風力発電事業によって、渡りのルートがかわったことは周知の事実である。使っていないルートと比較する意味がわからない。またハチクマは同じ程度の渡りが確認されているが、これはどう考えるのかお聞きしたい。</p>	<p>ご意見頂いた点についてですが、調査人員に関しては令和3年の調査から人員を倍増させ、各月16人体制として実施しております。また、定点観察調査だけでなく、適宜、移動調査も実施しながらクマタカの生息状況等の把握に努めており、継続して実施している調査の中でも営巣木を特定できたものもございます。そのため、調査内容及び予測評価の内容としては十分なものであったと考えております。本事業については、継続した猛禽類調査を実施し、その結果を精査した上で、評価書において予測評価を行います。</p> <p>渡り鳥の調査日程については、事前の情報から、特に事例数が多い秋季における調査日程を増加させたこともあり、確認された個体数の面では、これまでの報告事例に満たないものではあるものの、対象事業実施区域全体における渡り鳥の飛翔状況は把握できており、十分なものであったと考えております。渡り鳥のルートについて、2事業間での累積的影響を評価する場合、最も影響が生じる要因としては、準備書p10.1.4-526(1277)にお示ししております移動経路の遮断・阻害になるかと考えております。今回比較した事業は、他事業の既設風車ではなく、弊社で計画している（仮称）ウインドパーク天竜風力事業との間における累積的な影響を調査し、予測を行ったところです。サシバやハチクマに関しては、同じ日に実施したところ、確認数や飛翔方向の違いから、同じルート上にはないものと推測し、その上で累積的な影響は小さいものと予測しております。</p>

表 2-1(9) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.		意見の概要	事業者の見解
J 氏	15	<p>私はこの風力発電事業に反対します。設置をする場所に問題があるからです。事業者は恐らく経済面や採算面でこの場所を選定したと思われますが、この場所に設置するデメリットの方がはるかに大きいと思います。その理由は</p> <p>①貴重な自然が破壊されること。この場所は国有地であり国が守っていかなければならない貴重な自然が残されている地域です。渡り鳥のルートであり、クマタカの生息地でもあります。一度破壊された自然を戻すのには、ばく大な時間とコストがかかるのは証明されている事実です。</p> <p>②大規模な災害が発生した時に人命を失うことも含めた大きな被害が発生する可能性が高いこと。近年予測不可の災害が頻発しており土砂災害が心配されます。また、水源の枯渇など自然是人間の予想や予測を超える現象を引き起こすことは過去に繰り返された事実です。この風力発電事業を許可すれば想定外の被害が発生した時の責任は市や県にもあることをよく考えて下さい。完成してからでは遅いのです。</p>	<p>・当社は、中部電力グループの一員として、脱炭素社会の実現に貢献することを目的として、これまで電力・情報通信・土木建築分野における建設工事・保守業務において培った技術・知見を活かし、風力・太陽光・小水力といった再生可能エネルギー発電所の開発に積極的に取り組んでまいりました。</p> <p>今般、当該の対象事業実施区域において風力開発の可能性が高い地点が見いだされたことから、当該地における風力発電の可能性調査をさせていただいております。今後も風力発電が環境に与える影響を適切に予測評価した上で事業を進め、カーボンニュートラル社会に貢献してまいりたいと考えております。</p> <p>①事業地として利用する土地としては、国有林を対象とした箇所が多くなっております。国有林では、貴重な自然の保全とともに、森林の活用も実施されておられ、事業地内においても森林の活用のための伐採地が点在しているところです。また、林業施業に必要となる林道も敷設されており、地域の自然を残しながら利用する場と捉え、その場所の一部での事業実施を予定しております。また、大きな環境の改変をできる限り低減できるよう計画を検討しており、林道も含めた改変場所については、管理を行ってまいります。</p> <p>②昨今、特定の地域に大雨が降り、各種の災害が引き起こされていると報道されております。本事業の対象事業実施区域においても、9月の台風15号の影響により林道の一部が崩れたという事象もありボーリング資機材の輸送計画を変更した個所もありました。</p> <p>本事業は、林地開発許可制度の手続きを進めることとなります。災害が起るような降雨があった場合でも、本事業の実施により地域への被害が大きくならないよう、関係行政と協議し、必要な対策をとることを検討してまいります。</p> <p>なお、本準備書において、ボーリング調査結果と赤色立体地図を用いて土地の安定性を予測・評価しております。評価書では、ボーリング地点の追加調査結果をもとに、詳細を記載していくよう努めます。</p>

表 2-1(10) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.		意見の概要	事業者の見解
K 氏	16	<p>①建設予定地の土質崩れやすさなどをみたときゾーニングを行ない除外されるべき場所になるのではないかと考える。今回の台風被害でも簡易水道が使えなくなった他あちこちで土砂崩れとそれにともなう通行止めが発生した。現在市が検討中の条例に適合するのかを待って事業を進めるべきではないのか。</p> <p>②工事に伴う土地の改変、残土の置き場や管理は地元住民および河川下流の市民が納得する説明が必要。</p> <p>③タカ類に関する調査がズサン。サシバの全数調査やクマタカの営巣の確認もないままに「影響はない」とする準備書は、前回の方法書の市長意見を尊重する姿勢が感じられない。野鳥保護団体自然保護協会などを納得させることはできない。</p> <p>④眺望については、山歩きをする方々の景観への聞き取りが不可欠である。モンタージュだけではよくわからない。</p> <p>⑤3自治体にまたがる事業である。どこかひとつでも環境に負荷がかかりすぎるところがあつてはならない。掛川市の説明がほとんどあつたが搬入の中心となる島田側の地質や水源、動植物や観光への影響など、総合的な説明がいただきたい。</p> <p>⑥送電線や鉄塔等への自然災害の影響が本当に考えられないのか、考察をいただきたい。</p> <p>(そもそもこの書式がパソコンで記述できるようにダウンロードできないとはどういうことか。書式を示しておいて手書き・郵送対応せよ、というやり方が時代錯誤では。資料がダウンロードできないのも大問題。縦覧後アクセスできなくなるのもこまる。ぼう大な内容把握を短期間で行い検証できない。)</p>	<p>①現在、掛川市が条例の制定を検討中とされている内容につきましては事業者として、その内容を知り得る立場にはありませんのでコメントは差し控えさせていただきます。</p> <p>②風力発電事業においては、土地の改変が必要になることから、環境に与える影響を出来る限り低減できるよう改変量の削減を目指し事業計画を策定しております。具体的には、既存の林道の設置状況の調査や土地の所有者様や林業施業者様との調整を行った上で実現可能な上で事業計画を立案しており、適宜地元説明を行ってまいりました。今後も事業進展の都度関係者様に説明を継続するよう努めてまいります。</p> <p>③サシバを含めた渡り鳥については、事前の情報から、特に事例数が多い秋季における調査日程を増加させたこともあり、確認された個体数の面では、これまでの報告事例に満たないものではあるものの、対象事業実施区域全体における渡り鳥の飛翔状況は把握できており、十分なものであったと考えております。</p> <p>また、クマタカを含めた猛禽類については、継続した調査を実施しており、その中で、営巣地が特定できたものもございます。猛禽類調査については、継続して実施しており、その結果を精査した上で、評価書において、予測評価を行います。</p> <p>④山歩きをする方々の景観へのご意見について、住民説明会の場を通じていただいたご意見や、調査を通じて得られた情報も参考とさせていただき、引き続き分かりやすい説明を行うよう努めてまいります。</p> <p>⑤今般の準備書における住民説明会は、関係する市町毎に開催させていただき、地域事情に応じた説明をさせていただきました。</p> <p>⑥送電線や鉄塔等とありますが、意味するところが質問では解りかねます。なお、既存の設備に対する影響はないものと考えております。</p> <p>本事業の環境影響評価手続きにおいては、各風力発電機から連系変電所までの間が対象の送電線となります。この区間は主に輸送用道路等に埋設する地中送電線にて電力を送電します。このため輸送用道路の計画においては自然災害が及ばないよう検討しております。</p> <p>鉄塔等を風車タワーと仮定すると、風車タワーの建設箇所は地質調査を行ったうえで、関係行政の審査を受けて設置してまいりますが、自然災害の影響についても関係行政様の審査の中で扱われることを想定し適切に対応してまいります。</p> <p>(意見書の書式については、パソコンでダウンロードできる設定をしております。なお、郵送又は意見箱への投函による受け付けとさせていただきましたことについては、今後の改善について検討いたします。</p> <p>本準備書は弊社の所有物であるため、縦覧期間を除きアクセスを見合わせていただいております。)</p>

表 2-1(11) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
L 氏	17 今回できる風力設置（鉄塔）は、この場所について反対です。それは昔からの風景で、多くの人達のハイキングコースであったり、たくさんの樹木、草花が失なわれ、又、多くの動物達も住めなくなる。それらに関わっていた人達も異様な物体が目に入り不快な思いで生活していかなくてはならない。又、工事による立木の伐採、土砂の掘り起しなどで保水力が失なわれ、残土の処分等、土砂災害も心配になる。いろいろな点でここでの設置は止めて頂きたい。	・当該地点において風力開発の可能性が高い地点が見いだされたことから、環境影響評価を含む各種の可能性調査を進めさせていただいております。 今後も風力発電が環境に与える影響を適切に予測評価した上で事業を進め、カーボンニュートラル社会に貢献してまいりたいと考えております。
M 氏	18 1 風力発電建設のための道路建設について ①私は以前、工業用地を造成するため、森林だった部分に道を通し、さらに希少植物をどう保護するのかという話し合いに参加しました。私はこの話し合いに出るまで、森林だった部分に道を通せば、当然、道になった部分の自然環境が崩れ、道の周辺の環境も少し悪くなるという程度に思っていました。しかし、現地調査に行き、説明を聞く中で、道となったところからかなり奥の森林部分まで光が入り、その植生への影響が大きいことがわかりました。ですから、もし開発部分に希少植物がある場合は、道路建設中から、道路わきに早めに丈の低い樹木を植え、光の流入ができるだけ抑えていただきたいと思います。 ②今、当該地区における森林を健全にするため、地方自治体や林業関係者等が様々な取り組みをしています。風力発電建設のために、大型重機が入るための道を造成すると思うのですが、その道を作るとき、是非、森林組合や林業担い手の皆さん、そして、県や市の担当者とも相談していただき、風力発電ができてからも、その道を森を整備するための道としても大いに活用できるようにしていただきたいと思います。御社が風力発電のために作る道だと思います。でも同じ地域を使って限られた日本の資源（電力や森林）を何とかしたいという思いは同じです。SDGs の観点からも、同じ道を違う業者が積極的に使えるようにしていただきたいと思います。	・当該地点の風力発電所の建設に当たりましては、山地に輸送用の道路を設置させていただくことを考えております。この道路の設置につきましては、既に林業施業に使用されておられる道路があることから、この使用状況を調査し、既設の道路を活用することで、改変量の削減を図るように取り組んでまいりました。 なお、道路の利用計画については、土地の所有者様や林業施業者様との調整を行い、計画を進めております。 ①重要な植物種が確認された箇所については、改変の回避を第一として検討しておりました。しかしながら、事業の安全面等を考慮し、やむを得ず改変する箇所に生育する重要種については、事業による影響を低減できるよう具体的な方法に関しては、専門家の意見を取り入れながら適切に検討を進めてまいります。また、環境保全措置として、可能な限り当該地の植物により緑化を行うこととしておりますが、植栽する為には法面を緩くする必要があり、植栽することで開発面積が増えないようにすることも踏まえ、適切な法面緑化を検討してまいります。 ②当該地点を含む山林では、地方自治体様や森林施業者様等が健全な林業施業に向けた各種の取り組みをなされていることは承知しておりますが、今般の事業計画の策定に当たりましては、これら関係者様との調整を行ってまいりました。 計画いたしました輸送用道路については、林道 1 級規格を順守した上で、林業関係者様からのご意見を取り入れた上で、後々の林業施業への活用も図られるよう計画いたしました。今後も協議調整を継続させていただきたいと存じます。
19	2 台風 15 号による雨の影響について 9 月の台風 15 号による線状降水帯発生によって、八高山のあたりがどうなって、御社が調査にあたってどのような機材を投入し、どのような被害を受けられたのかも、該当地区民にどこかで説明していただきてもいいのかなあとthoughtいました。また、想定外のことが起こるのが近年の災害です。ですから、地形地質の評価結果を、もう少し、わかりやすく、丁寧に、評価書に入れていただいたらと思います。これだけ毎年、山間部や川に大きな被害があると、市民はそこが非常に心配になります。よろしくお願ひいたします。	・昨今、特定の地域に大雨が降り、各種の災害が引き起こされていると報道されております。本事業の対象事業実施区域においても林道の一部が崩れたという事象もありボーリング資機材の輸送計画を変更した個所もありました。 本事業は、林地開発許可制度の手続きを進めることとなりますですが、災害が起こるような降雨があった場合でも、本事業の実施により地域への被害が大きくならないよう、関係行政と協議し、必要な対策をとることとしております。 なお、本準備書において、ボーリング調査結果と赤色立体地図を用いて土地の安定性を予測・評価しております。評価書では、ボーリング地点の追加調査結果をもとに、詳細を記載していくよう努めます。

表 2-1(12) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.		意見の概要	事業者の見解
N 氏	20	<p>シーテックによる説明会に参加した。本事業計画内に、絶滅危惧種、クマタカの生息がわかり、アセス調査が行なわれた。結果「8ペアが生息し、3ペアの営巣木を確認、5ペアは分からなかった」と報告した。計画地には「クマタカが連続的に生息する、こんな所は希れである」このことは確認済の調査であったはずだ。これで5ペアの営巣が確認されないまま、調査を終了し準備書から評価書に事業を進めることはありえない。事業者は「絶滅危惧種」を軽視してはいないか。県の自然保護課、市の環境政策課も同様だ。クマタカが8ペア生息しているのであれば行動圏はもとより営巣木の確認によって繁殖に影響を及ぼさない場所に風車の設置場所が決められるわけで、今回の調査内容は、本来のアセス調査の意味を成していない。言うまでもないが、絶滅危惧種とは、ここ数十年のあいだに種が絶えることが危惧される種だ。以上のことから、調査の延長更に事業計画そのものも中止を含めた検討が必要ではないか。</p>	<p>クマタカについては、これまでの確認状況等から、準備書 p10.1.4-416(1167)にお示ししております年間予測衝突数を算出しており、その結果を踏まえ、値が高かった箇所での風力発電機の設置を回避することにより、本事業による影響の低減に努めております。また、準備書 p10.1.6-35(1424)からお示ししておりますように、各ペアの行動圏別の予測評価を行ったほか、営巣適地の分布状況を推定しております。</p> <p>各行動圏における餌資源量の減少量を推定した結果、最も好適な採餌環境は一部改変される箇所もあるものの、行動圏内には改変部以外にも好適な採餌環境があると推定されたこと、推定された好適な営巣適地は風力発電機が設置される尾根部には確認されなかったことから、影響は小さいものと考えております。</p> <p>クマタカを含めた猛禽類については、継続した調査を実施しており、その中で、営巣木が特定されたものもございます。その結果を精査した上で、評価書において、予測評価を行います。</p> <p>なお、上記のクマタカの行動圏の推定結果等については、生息地保全の観点からも、縦覧版の図書では非公開とさせて頂いております。</p>
O 氏	21	<p>1、主旨</p> <p>東電福島原発の過酷事故を忘れたような、原発に頼る方向性が電力会社、政府からも出ています。しかし、貴社の様な化石燃料や原発に頼らない再生可能エネを中心とした発電を行っていることにはすごく評価しております。特に秋田沖での環境負荷の少ない洋上風力発電を計画していることを準備書で知ることができました。この洋上風力発電は欧州では盛んに行っている事業です。海岸距離の長い日本でも今後は大きく伸びることが予想されています。ところで、今回の遠州東部風力発電事業では地域住民の水源、残土問題、あるいは自然環境への負荷が多大に渡っています。掛川市での住民説明会を開き、準備書を読ませて頂いた中で、この事業には地域住民や自然への負荷が大きすぎることを実感しています。特に、私は生態系の自然環境負荷の中で猛禽類のクマタカ絶滅危惧種II類(VU)の生息と渡り鳥のサシバ、ハチクマ絶滅危惧種II類(VU)について意見を出します。</p>	<p>再生可能エネルギーによる発電に対し、ご理解をいただき御礼申し上げます。</p> <p>事業者は、これまでの長年にわたる再生可能エネルギーの開発・運営で培った再生可能エネルギー分野の技術や知見のさらなる活用を通じて、現在、日本政府が掲げる2050年カーボンニュートラル社会の実現に向け、微力ながら貢献できるとの考え方のもと、今後も再生可能エネルギーの開発に取り組んでまいります。</p> <p>今般、当該地点において風力開発の可能性が高い地点が見いだされたことから、当該地点における風力発電の可能性調査をさせていただいております。今後も風力発電が環境に与える影響を適切に予測評価した上で事業を進め、カーボンニュートラル社会に貢献してまいりたいと考えております</p>
	22	<p>2、クマタカの生息への負荷</p> <p>準備書にはクマタカの生息地や生息木が見つかったことは明確に記載してありません。クマタカや渡り鳥を観察している人からの質問に3ヶ所も見つかったと口頭で返答がありました。確かに方法書で21基がクマタカへの影響低減で15基に減らしたと準備書には記載しております。低騒音がクマタカに影響しないとは思いません。他のところでは生息が確認できたとの返答がありましたが、人間に影響し、他のクマタカの食餌の動物などに影響しないとは考えられません。さらに工事中の騒音や工事車両の通過に伴う環境負荷もあります。3番いのクマタカの営巣が見つかったことだけでもこの事業は停止するべきです。静岡県の環境政策課や国の環境庁へも報告し、返答を受けるべきです。</p>	<p>縦覧版の準備書では、クマタカの生息地保護の観点からも、確認位置や生態系での解析結果等はお示ししておりませんでした。</p> <p>クマタカの予測評価の結果については、準備書 p10.1.4-415(1166)にお示ししておりますように、騒音による餌資源の逃避・減少といった観点からの予測評価を行っております。また、生態系の上位性種にも選定しており、各ペアの行動圏における餌資源量の減少率や、好適な営巣環境の分布を推定しており、その結果からも、影響は小さいものであると考えております。</p> <p>クマタカを含めた猛禽類については、継続して実施しており、その結果を精査した上で、評価書において、予測評価を行います。</p> <p>なお、本準備書の内容については、今後、静岡県や国に審査頂くこととなっており、ご指導等をいただくこととなります。</p>

表 2-1(13) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
0 氏	<p>3、サシバ、ハチクマなどの渡り鳥の影響負 渡り鳥について、準備書にはきっちと記載してあるのに掛川市で行った準備書の住民説明会資料には「渡り鳥」の記載が一切なく、説明もなく驚きました。必要ないと考えてのことか、あえて記載しないで置こうと考えてのことだったでしょうか。説明書の絶滅危惧種II類(VU) のサシバ、ハチクマなどの記載漏れ、説明漏れは許せません。準備書ではサシバ 501 羽、ハチクマ 77 羽、猛禽類 809 羽と（令和 3 年度）ありますが、少なすぎます。その要因は調査日が少なすぎます。本来は全数調査が必要で渡りの時期の 8 月上旬から 10 月上旬まで調査すべきです。この地域は静岡県の渡り鳥の主要なコースになっています。 (風力発電に適したコースはサシバ、ハチクマなどの渡り鳥にとっても渡りに適したコースです)さらに、準備書には「本事業における上位性注目種への影響は小さいものと予測される」(1473p)はあまりにも安易であると考えます。特に尾根付近に風力発電機は建設されますので東側の谷筋から立ち上がった渡り鳥のバードストライクが起きる危険性が高く、渡り鳥は風力発電機の高い空間を飛行するから影響は少ないことはなりません。</p>	<p>住民説明会時の資料について、渡り鳥の記載がなく申し訳ございませんでした。こちらの資料に関しては、説明会の時間の都合上、調査結果の概要を記載させて頂いたものとなっておりました。</p> <p>渡り鳥の調査日程についてですが、事前の情報から、春季よりも秋季における渡りの事例数が多かったことから、秋季での調査日程を当初計画していた内容から増加させて実施しました。確認された個体数の面では、これまでの報告事例に満たないものではあるものの、対象事業実施区域全体における渡り鳥の飛翔状況は把握できており、十分なものであったと考えております。</p> <p>準備書 p10. 1. 6-84(1473)に記載させて頂いた内容については、上位性注目種として選定したクマタカに関する総合考察となっております。渡り鳥についての予測評価は、準備書 p10. 1. 4-442(1193)に記載させて頂いた他、準備書 p10. 1. 4-525(1276)には、弊社が浜松市内で計画しております（仮称）ウインドパーク天竜風力発電事業との累積的影響についても予測を行っております。渡り鳥としては、算出された年間予測衝突数の値、国内での渡り鳥の事例、2 事業間での累積的影響では、確認された渡り鳥の個体数、その際の飛翔報告といった点からの予測評価をおこなっており、いずれも本事業による影響は小さいものであると考えております。</p>
24	<p>4、今後の望ましい方向性 主旨でも記載しましたが、クマタカの 8 番いもの生息や 3 番いの営巣地、営巣木が見つかったこと、さらにサシバ約 3800 羽、ハチクマ約 300 羽などの渡りのコースになっているこの周辺への風力発電機建設は環境負荷が大きすぎます。 もっと奥地とか、環境負荷の少ない海上風力発電機を建設すべきだと考えます。日本は再生エネの世界的トップに立つドイツに比べ、はるかに再生エネに向いている（日光照射、海岸距離、風力、地熱、バイオなど）にも関わらず、日本は再生エネの発電が少ないので現状です。自然環境豊かな状態を維持し、住民の生活を守る事業を展開して欲しいと切望してのお願いです。貴社のこれからも環境負荷の少ない再生エネ発電に邁進されることを祈念しております。私の意見に対するご回答をして頂き、文章で持って送付してくれることをお願い致します。</p>	<p>ご指摘頂いた点について、本事業における調査内容やその結果を踏まえた予測評価の内容に関しては、今後、静岡県や国に審査、ご助言等を頂くこととなっております。その内容を踏まえた上で、より適切な事業計画となるよう、検討を重ねてまいります。</p>

表 2-1(14) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.		意見の概要	事業者の見解
P 氏	25	<p>(仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業の環境影響評価準備書について意見します。</p> <p>準備書では初めに計画地の良好な風況を生かし、環境負荷の少ない再生可能エネルギー電気を供給することで、地域の発展、エネルギー自給率向上、地球温暖化対策に寄与することを目的とするうたっています。確かに風力発電はCO₂削減には有効でしょうが、計画地周辺にはクマタカの営巣、サシバの渡りルート、固有植物の分布といった保護すべき貴重な環境が、国内有数の規模で残っています。地球温暖化防止に役立つとしても、一方で今ある良好な環境を損なってしまうようなこの風力発電事業に賛成することはできません。さらに、この地域は自然に触れ合えるハイキングコースとして、またパラグライダーのメッカとしても多くの愛好者を集めており、山あいに風車が林立してはそうした地域の特性にも悪影響を及ぼしかねません。計画地での風力発電事業の展開に明確に反対します。</p> <p>近年の天候不順の下、この地方でも長時間に及ぶ大雨、短時間の集中豪雨など、これまでにない異常気象がたび重なっていますが、過日掛川市生涯学習センターで開かれた準備書に関する市民説明会では、風力発電施設の建設により豪雨を原因とする土砂崩れや大水の流出等々の心配はないのかという市民からの問い合わせに対し、明確な回答はありませんでした。準備書には発生土を流用した盛り土が何か所もあるとの記述が見られますが、実際には単なる残土置き場としか考えられない場所も見受けられ、これでは谷筋の安全性の不安、良好な環境の破壊、ひいてはふもとの集落の住環境、水資源に対する悪影響といった問題が起きかねないようにも感じます。</p> <p>これから風力発電は海上型が主流となっていくのではありませんか。地域の発展や地球温暖化対策に寄与と甘い言葉を並べ、現存する良好な環境の破壊には目をつぶって進められようとしているこの風力発電事業は直ちにストップすべきです。</p>	<p>・当該エリアにおいて風力開発の可能性が高い地点が見いだされたことから、環境影響評価を含む各種の可能性調査を進めさせていただいております。</p> <p>今後も風力発電が環境に与える影響を適切に予測評価した上で事業を評価し、カーボンニュートラル社会に貢献してまいりたいと考えております。</p> <p>クマタカを含めた猛禽類、サシバを含めた渡り鳥については、調査結果及びその内容を踏まえた予測評価の結果から、本事業による影響は小さい、もしくは、低減できているものと考えております。</p> <p>また、植物に関しては、重要な種及び重要な群落の確認箇所は改変を回避することを第一として事業計画を検討しております。事業の安全面等から、やむを得ず改変する場合には、改変箇所に生育する重要な種を移植する、改変面積を可能な限り最小化する等により、影響を回避・低減できているものと考えております。</p> <p>八高山に関しては、準備書に記載いたしましたとおり、一部のエリアやコースに変化が生じるもの、引き続きハイキングコースとしてご利用いただけるものと考えております。また、パラグライダーに関しては、関係機関と協議を重ね、本事業による影響が生じないよう計画いたしました。</p> <p>本準備書に対する皆様からのご意見も踏まえ、本事業によって生じる可能性のある影響をより回避・低減できるよう、引き続き検討してまいります。</p> <p>今後、風車の設置に関する技術的設計や道路等の改変による技術的設計を進めてまいります。現在そのための基礎データを収集しており、いずれも関係行政様との協議・調整を経て申請させていただくこととなります。</p> <p>風力発電所は風況の良い山の尾根部を利用させていただく計画としております。このため開発においては切土や盛土を行うこととなり、造成させていただく箇所は、地形や地質及び地盤の状況を調査し、安全な造成計画となるよう努めてまいります。</p> <p>なお、2022年7月には静岡県盛土条例も施行されており、盛土については設計の段階から静岡県の所管部署様からの指導をいただきながら適切な調査設計を進めてまいります。</p>
Q 氏	26	<p>・発生土流用盛土に対する地域住民の不安解消について</p> <p>工事により発生する土砂は事業区域外に搬出せず、区域内に発生土流用盛土として数箇所に盛土を行う計画とのことです。その一部は規模が大きく、また地区的水源地の上流に当たる箇所もあります。盛土の施工については、土木工事の設計基準や新たに整備された静岡県の盛土条例に基づき、適切に実施されるものと捉えていますが、地域住民にとっては熱海の土砂災害の記憶が新しく、盛土に対して心理的な不安が大きいと推察されます。地域住民の不安がなるべく解消されるよう、管理基準など科学的な知見に基づいた説明や、過去の施工事例を挙げるなど、丁寧な説明と不安解消が必要だと考えます。</p>	<p>・開発に伴い土地の改変を行うことになりますが、改変量が最小になることを念頭に地権者様や林業施業者様等と調整し事業計画を立案いたしました。</p> <p>造成に伴い発生する土砂は発生土流用盛土として、事業計画の中で活用させていただく計画といたします。当該の発生土流用盛土につきまして、新たに施行された静岡県盛土条例に対応できるよう各種の調査や設計を進めており、今後行政指導を受け適切に対応してまいります。</p> <p>本準備書における環境影響評価の結果では、事業実施に伴い発生する発生土流用盛土が起因となる水質への影響はありませんでしたが、環境の変化や行政の指導を踏まえ適切に対応してまいります</p>

表 2-1(15) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
Q 氏	27 <ul style="list-style-type: none"> ・発生土流用盛土に対する土地所有者の責任について 新たに整備された県の盛土条例の中では、盛土の施工に対する土地所有者の責任が明記されています。土地所有者は事業者と共に盛土工事に責任を負うことになるため、とくに規模の大きな盛土については、慎重な評価を行っていただくようお願い致します。 	・2022年7月に施行されました静岡県盛土条例について、正しく理解し、行政機関様と調整を行い、指導に従い適切に取り組んでまいります。特に、土地所有者様に対する責務も加わることから、細大漏らさない調査、設計を行うこと及び施工後の維持管理を含めて土地所有者様の理解を得られるよう取り組んでまいります。
	28 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の森林経営管理事業への影響について 今回の事業対象地は、地域の林業地でもあり、森林の経営管理を推進している地域と重複しています。今回の環境影響評価書の中には項目は存在していませんが、地域で森林事業を行っている企業、団体に対する影響について評価を行い、密に連携を行いながら進めさせていただきたくお願い申し上げます。 	・ご意見、ありがとうございます。当該地域が国有林や森林組合様等によって健全な森林経営管理が行われていることを承っております。事業計画の策定に於きましては林業施業をされてお見えになる皆様方と種々の調整をさせていただいており、今後も事業計画の進捗に際して密に連携させていただき林業施業と風力発電が両立できるように取り組んでまいります。
	29 <ul style="list-style-type: none"> ・FSC®森林認証の認証森林内での事業の評価について 今回の事業対象地には、森林管理の国際基準である「FSC®森林認証」の認証林が含まれます。認証林では環境・経済・社会に配慮するための独自の森林管理基準が定められ、基準に基づく管理が行われています。認証森林内での風力発電事業に関する工事について、その影響評価を行い、事業と森林施業が両立されるよう配慮をお願い致します。 	・対象事業実施区域の一部にFSC®森林認証の認証森林があることは理解しております、当該認証について関係者様との協議調整を行うと共に情報収集を進め、認証林と風車が共存できる事業計画の策定を進めてまいりたいと考えております。
	30 <ul style="list-style-type: none"> ・15号機の予定地について 掛川地内にある15号機の予定地については、当組合が組合員と共に、長年森林造成を行ってきた中心地です。今ある森林資源の有効活用を図り、今後も資源造成を行っていく上で重要な地点であるため、風車設置によりフィールドが減少することを懸念しています。 	・事業者といたしましては、発電時にCO ₂ を出さない風力発電設備の設置によりカーボンニュートラルな社会に少しでも貢献していきたいと考えております。しかしながら風車建設により森林面積が削減されることも事実であり、開発に伴う伐採面積を最小限となるように取組んでまいります。
R 氏	31 <ol style="list-style-type: none"> 1. 希少猛禽類の予測評価の手法等について クマタカの影響予測において、改変による生息環境の減少・消失では、8ペアとする各ペアの行動圏解析の検討結果(根拠)が示されていません。現地調査を猛禽類保護の進め方により実施するとされた以上、その解析に基づく影響予測評価と環境保全措置を示してください。解析した営巣地、営巣中心域、高利用域及び最大行動圏をペア別に漏れなくお示しいただくとともに、各行動圏の解析面積と、改変区域(風力発電機ヤード、新設道路、既存道路拡幅、発生土流用盛土)との関係(面積割合、離隔)を示し、保全の根拠としてください。なお、行動圏解析では、線引きについての根拠資料を示してください。 上記について、評価書への反映では遅すぎますので、準備書手続き内において、静岡県環境影響評価条例に係る審査会の審議中に資料を提示し、準備書に対する知事意見に反映させてください。 	クマタカについては、確認された飛翔状況等から、それぞれのペアにおける行動圏等を推定しており、その結果については、準備書p1424にお示ししております。推定された行動圏から、本事業による影響を予測評価しており、その内容についても妥当なものであると判断しております。 審査会においては、新しいデータも踏まえた、解析結果の提示を予定しております。 なお、クマタカを含めた猛禽類については、継続して調査を実施しており、その結果を精査した上で、評価書において、予測評価を行います。

表 2-1(16) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
R 氏	<p>32 2. 希少猛禽類に対する環境保全措置について 本事業地周辺に生息するクマタカのうち、営巣地が当該計画の風車に取り囲まれるペアが存在します。過去に複数回、繁殖が成功した実績をもつペアです。準備書に示された風車計画で、このペアは本当に生存できるのでしょうか。営巣地や行動圏を把握された上で評価されているでしょうか。どのような根拠で評価されたか、示してください。</p> <p>この風車計画では、環境省(2012)またはその他クマタカの資料を踏まえると、このペアの営巣中心域の周囲が風車で囲まれることから、繁殖を可能とする生息地として存続はできないと考えます。営巣地の確認と行動圏解析の見直し修正とともに、風車計画の回避または削減をしてください。</p> <p>専門家等からの意見(クマタカにとって重要な場所、すなわち営巣木及び巣立ち後の幼鳥を養育するために必要な地域である営巣中心域、年間を通じて利用頻度の高い高利用域など)に対し、事業者の対応として「ご指摘いただいた事項に留意し調査、予測及び評価を実施することとした」とありますが、その対応結果が正確に記載されているでしょうか。</p> <p>本準備書は、生息状況について不明な点を表現せず、見切り発車的な予測評価が多く見受けられます。把握できていない点は直ちに追加調査を行い、評価書までに新たに確認した事項を含めて再予測評価に基づく環境保全措置を設定してください。</p> <p>掛川での説明会では、事業者から「風車から1kmで生息しているクマタカがいる」と発言がありました。この条件でみると、少なくともクマタカの営巣地3箇所が存在すると考えられますが、把握されているでしょうか。環境省(2012)では、クマタカの営巣中心域を500m~1kmと記載されています。上記の発言と整合をとるためにも、営巣中心域半径1kmを保全してください。また、進入路や盛土の工事などは予測評価に考慮されていませんが、道路計画から500m以内にクマタカの営巣地が複数箇所存在します。これらについて、準備書に記載がありませんが、工事の改変による営巣中心域への影響を予測評価すべきではないでしょうか。なお、事業者の見解(p336)には営巣環境の好適性も解析するとありますが、記載がありません。</p>	<p>クマタカについては、その確認状況等から、各ペアの行動圏を推定しております。営巣地が確認されていないものもございますが、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」に記載がありますように、営巣中心域は推定した行動圏の内部に収まるものと考えており、専門家等からご指摘頂いた、最も影響が大きい営巣中心域への風力発電機の設置は回避できたものと考えております。</p> <p>クマタカを含めた猛禽類については、継続した調査を実施しており、その内容を踏まえ、準備書にてお示ししている行動圏等について、再度精査するようにいたします。</p> <p>また、追加的な環境保全措置としては、以下のものを検討しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブレードの先端部等への塗色や、ナセル部等への目玉模様の塗色を行う。 ・営巣地及び営巣推定地からの1km圏内においては、繁殖初期(交尾期や抱卵時期)での工事の制限を行う。 ・餌となる、ヤマドリやノウサギなどが集まらないよう、ヤード部などは草が生えない砂利敷きやコンクリート敷き等にする。 ・餌となる、ヤマドリやノウサギなどが生息でき、クマタカの飛翔が可能となる林内整備をした森林の創出を行う。 <p>上記の追加的な環境保全措置については、継続した猛禽類調査の結果及び専門家等のご助言を踏まえた上、最終的な内容を評価書においてお示しいたします。</p> <p>営巣環境の好適性の推定結果については、準備書p10.1.6-37(1426)にお示ししております。指定された結果から、風力発電機が設置される尾根部については、最も好適な営巣環境には該当しておらず、営巣環境の面では、影響は小さいものであると考えております。</p> <p>なお、上記の営巣環境の好適性の推定結果については、クマタカの生息地保全の観点から、縦覧版の図書では非公開とさせて頂いております。</p>

表 2-1(17) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
R 氏	<p>33 3. 渡り鳥に関する調査と環境保全措置について 準備書では、令和3年秋季の渡り鳥調査（延べ27日間）として、猛禽類の対象事業実施区域内確認個体数を657個体（サシバ501個体）としていますが、意見者の調査では、9月20日（同日調査）だけでサシバ504個体を対象事業実施区域内通過個体として確認しています。例えば、9月20日は八高山のすぐ南側と北側ともに、15時台に大きな群れの通過があり、3号機付近では計80個体を記録していましたが、把握されていたでしょうか。図10.1.4-31(4)には表現されていません。もしも、大きな差があるとすると、予測評価の精度に疑問を持たざるを得ません。</p> <p>意見者は、令和2年秋季の渡り調査で、八高山周辺で9月下旬から10月中旬の間にサシバを延べ3,800個体確認しています。天候や観察時間などからくる確認漏れを加味すれば、秋の渡りの総数では少なくともそれを上回るサシバが通過していると考えられます。これらの数は、経塚山から切山付近の間を、対象事業実施区域の稜線とほぼ直交するように南西方向へ通過するものです。</p> <p>本地域は、秋のタカ渡りの太平洋岸ルートとして、配慮書時点から指摘され、事業者も認識されていたと思います。しかしながら、上記のとおり、衝突確率の解析精度はたいへん低いではないでしょうか。その解析結果をもって、「迂回する」「遮断・阻害の影響は小さい」の予測評価は、果たして正確でしょうか。</p> <p>本風力発電は、サシバ等の渡り鳥の移動方向に対して、約8km直交する形で計画されています。サシバだけでも数千個体が通過する中、渡りコースの迂回、またはバードストライクの可能性について、影響は大きいものと考えられます。したがって、本事業においては、浜松市北区滝沢の風力発電事例と同様、渡り時期に風車を止めるという環境保全措置を実施してください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>渡り鳥の調査日程についてですが、事前の情報から、春季よりも秋季における渡りの事例数が多かったことから、秋季での調査日程を当初計画していた内容から増加させて実施いたしました。</p> <p>また、渡り鳥の移動経路を把握する上では、対象事業実施区域を広く確認できる地点を設定することが重要であると考えております。一方で、対象事業実施区域に関しては、森林地帯となっており、広く視野を確保できる地点が限られるという実情もございます。そのため、上記の考え方を踏まえ、風力発電機の建設位置ではないものの、飛翔状況がより確認できる場所での実施に重点を置き、対象事業実施区域及びその周辺における渡り鳥の飛翔状況を広く把握できるよう努めてまいりました。</p> <p>ご意見にありますように、確認個体数には差があるものの、上記のように広く調査を実施したことからも、対象事業実施区域及びその周囲における渡り鳥の実情を捉えたものであると考えており、得られたデータを基に算出した年間予測衝突数の値等についても、本事業全体での渡り鳥への影響を検討する上で、妥当であるものと考えております。</p> <p>予測評価について、年間予測衝突数の値を参考につつ、国内での渡り鳥が風力発電機を回避し、飛翔経路を変更して飛翔する事例、その場合でも渡り経路としては大きな変更は見られなかったという事例を踏まえて行っており、予測評価の内容についても妥当なものであると考えております。</p> <p>なお、渡り鳥に関しては事後調査の実施を検討しており、その結果及び専門家等からのご助言を踏まえ、追加的な環境保全措置の内容について検討いたします。</p>
S 氏	<p>34 方法書や準備書の記載内容は、風力発電設備を設置する作業と、設備が存在し稼働する事についての影響評価に力点が置かれている印象がある。しかし地形や地層に対して加えた変更（掘削や盛土その結果としての水流）は、風力発電設備の耐用年数を超えて、半永久的にこの地に残される。そこに注目して以下の項建てで影響評価を求めるとともに疑問にもお答え願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 風車設置ヤードの造成について ② 発生土流用盛土について ③ 沈砂池について ④ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業において計画している土地の改変（掘削や盛土等）による水流の変化に対しては、国、地方自治体の指針や専門の技術基準等に準拠し永久構造物として、設計を行ってまいります。

表 2-1(18) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No. 35	意見の概要	事業者の見解
S 氏 35	<p>① 風車設置ヤードの造成について</p> <p>(1) 敷地内排水計画</p> <p>①ヤードの四辺に側溝を設け、沈砂池に導水すべきと考える。その際、3号、4号、13号においてはかなりの落差があるため、跳水や沈砂池への流入部における底面の洗堀なども考慮されたい。</p> <p>②多くのヤードが切土法面を抱えている。特に1, 11号には大きな切土法面がある他、4, 7, 9の各機は切土の肩より上に、在来法面が続いている。これらの法面からの流水は、ヤードが受け止め、各ヤードに付随する1型沈砂池を経由して放水されるが、ヤード内に別の沈砂池を設けるのが合理的と考える。その際所定の貯水能力とオリフィスを持たせれば、調整池機能が期待でき、地山への浸透量増加が期待できると考え、検討を願う。</p> <p>(2) 計画高が地山より高いヤードの端部構造について</p> <p>① 5号、8号、10号、13号、14号以外の10機のヤードは、いずれも盛土造成部を含むが、構造の説明がない。図2.2-4(P17~P31)を見る限りステージ端部は直立しており、その垂直高は1, 3, 4, 11, 15の各号で10m前後に達する。逆T擁壁や補強土盛土、シートパイルなどの工法が想定されるが、これらの与える環境負荷について調査されたい。また、冒頭触れた通り、これらの構造物は事業終了後も現地に残されることから、その耐用年数と、崩壊時のシュミレーションも行うべきと考える。その際、微地形解析結果(10.1.3)や地形・地質の調査結果(P1633)を充分考慮されたい。更にこれらの構造物が、ハイキングコースや域外からの眺望・生態系に与える影響についても考察を求める。</p> <p>②風車設置完了後、ヤードはどのように管理され、誰が担当するか。特に上記端部からは転落の恐れがあり、立ち入り禁止措置が必要となると考えるが、このことについて市民の了解は得られるか。また、事業終了後長期にわたる管理責任はだれが負うか。</p>	<p>(1) 敷地内排水計画</p> <p>①ヤードの外周には原則側溝を設け、沈砂池へ排水する計画としております。また、沈砂池からの排水において落差があり、跳水の恐れのある箇所については、ふとんかごによる洗堀防止などの対応策を検討してまいります。</p> <p>②ヤードの造成に伴う切土法面については、降雨の際の雨水を適切に排水できるよう水路の大きさを設計してまいります。またヤード内は砂利敷きとし、雨水を浸透させる機能を持たせるよう計画してまいります。各ヤードに配置する沈砂池は造成面積に応じた所定の大きさを確保し、排水するよう計画してまいります。</p> <p>(2) 計画高が地山より高いヤードの端部構造について</p> <p>①各所ヤードの盛土部において、高低差があるところについては、擁壁構造のものを計画してまいりますが、構造ごとに材質や設計において、長期間の使用に耐えるよう考慮するとともに、静岡県の所管部署様からの指導をいただきながら適切な調査設計を進めてまいります。</p> <p>なお、植物に関しましては、重要な種及び重要な群落の確認箇所は改変を回避することを第一として事業計画を検討してまいります。</p> <p>また、環境に与える影響を出来る限り低減できるよう改変量の削減を目指し、植生による遮蔽を利用することや緑化を実施し早期修景を図ることで、眺望景観により配慮した事業計画となるよう努めてまいります。</p> <p>②事業に必要となる土地(風車ヤード等)につきましては、地権者様より借地し、事業期間中の維持管理(風車の運転監視や補修工事などに使う車両の運用や通行ができるよう)を事業者にて行う予定です。</p> <p>維持管理の詳細につきましては、地権者様や道路管理者様、国有林野様との協議調整の結果によります。なお、風車ヤードにおいては一般の方の立入りはご遠慮いただいております。また、風車管理用道路における一般の方の通行については、道路管理者様や国有林様等と調整いたしますので、その調整結果によります。</p> <p>事業終了後の扱いについては、地権者様、道路管理者様、国有林野様等と協議調整を行うことになります。</p>

表 2-1(19) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.		意見の概要	事業者の見解
S 氏	36	<p>② 発生土流用盛土について</p> <p>(1) 動物、植物、生態系の調査について 11ヶ所の谷合が埋め立てられる工事であるが、個々の施工ヶ所について動物、植物、生態系の調査をすべきである。弱小な動植物は極めて狭いエリアをコロニーとし、そのエリア内で生態系を完結しているケースが多々ある。今回の例でいえば、西向きの谷である盛土1の予定地には生存するが、隣接する東向きの盛土予定地2では生存できない種が存在する可能性がある。このような場合、移植や捕獲・移動ではその後の繁殖が保証できない可能性がある。徹底した調査を求める。 このことに関連し、10.1.4に掲載されている各種調査位置図は、図2.2-2及び図2.2-4(1)に重ね合わせて表示願いだい。</p> <p>(2) 盛土の安定について 今回予定している盛土は、垂直高が14m～55m(平均31m)、盛土量は2,800m³～90,300m³(平均45,500m³)と大変大規模なものであり、昨年熱海で崩落事故を起こした盛土の規模を上回るものが、No.2,3,11,12の4ヶ所存在する。熱海の原因究明を見守り、同じメカニズムでの崩落に対し、安全性の確認を求める。 崩壊のパターンとして、地山の長期圧密沈下の沈下量が場所により異なる事により、盛土体に亀裂が生じ、雨水流入により崩壊・流失するケースがある。盛土No11に対するボーリング調査結果(P709, 713)はその可能性を示唆している。また、この調査結果は、現地地表が軟弱であることを表し、この軟弱層の上に直接盛土を施工した場合、すべり面となる危険性も示唆している。以上の事からすべての盛土ヶ所について、面的な貫入試験、土壤のサンプリングと分析を求める。その結果に応じ施工ヶ所ごとに、安定化対策として段切り、置き換え、地盤改良、基面排水、すべり抑止等を検討されたい。</p> <p>(3) 法面排水について 法面の小段排水と縦排水について記述がない。計画を示し、根拠を明確にすべきと考える。その際水路内での植物繁茂等の機能阻害対策や、縦水路の流速低減と跳水対策、沈砂池流入部の洗堀対策についても検討されたい。</p> <p>(4) 景観に対する検討 いずれの盛土ヶ所もハイキングコース直近に施工され、No.2,3,11・12はそれぞれ垂直高40m、盛土量8万m³を超す巨大なものである。風車と違い目前に圧倒的なボリュームの土塊が出現し、視認してから通り過ぎるまでかなりの時間視野にある事について、聞き取り調査を含めた深掘りが必要と考える。また、谷合への施工ではあるが、遠方からの眺望に対してもチェックされたい。</p>	<p>(1) 動物、植物、生態系の調査について 動物、植物及び生態系に係る調査については、調査員の安全部位を考慮しながら、発生土流用盛土に該当する部分についても可能な限り網羅するように実施しております。その結果を踏まえ、本事業による影響について予測評価を実施しております。 図面について、風力発電機の位置及び改変箇所と調査地点との重なりということかと思料いたします。こちらに関しては、10.1.4にて調査項目ごとにお示しておりますので、そちらをご確認頂ければと思います。</p> <p>(2) 盛土の安定について 発生土流用盛土については、本事業を実施することにより、新たな災害が発生することが無いよう、静岡県の所管部署様からの指導をいただきながら適切な調査設計を進めてまいります。 また、2022年7月には静岡県盛土条例も施行されており、条例にも遵守した計画を進めてまいります。 盛土箇所における地山の安定性については、静岡県の所管部署様からの指導をいただきながら適切な調査設計を進めてまいります。</p> <p>(3) 法面排水について 法面の小段排水や縦排水については、静岡県の所管部署様からの指導をいただきながら適切な調査設計を進めてまいります。工事期間中においては沈砂池及びそれにつながる排水路は定期的に点検、浚渫を行い、必要な容量を確保するとともに、水路での植物繁茂を抑制、除去することを検討してまいります。</p> <p>(4) 景観に対する検討 盛土の量を極力小さくすることと合わせ、植生による遮蔽を利用することや緑化を実施し早期修景を図ることで、眺望景観により配慮した事業計画となるよう努めてまいります。</p>

表 2-1(20) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.		意見の概要	事業者の見解
S 氏	37	<p>(5) 情報開示の在り方について</p> <p>この工種について、「発生土流用盛土」として記載されている。14号発電機のヤード造成部分と、盛土工No.3, 4の一部についてはこの呼称で良いが、その他の個所は「残土処分場」である。とりわけ、No.2, 5, 6は近くに発電機がある訳でもなければ管理用道路に接道しているわけでもなく、資材仮置きにも使えない。「残土処分場」をマイナスイメージと考え、呼称変更してごまかそうとしている、と受け取れる。これは逆効果でありむしろ「建設費抑制の為域内処分させて下さい。」と胸襟を開くべきではないか。同時に盛土の展開図やハイキングコースからの眺望シュミレーションも示し、植栽計画や休憩所などの代替え案のアドバイスをもらい、「被害者=想定反対者」を「協働のパートナー」と考える方が、事業にとても市民にとってもメリットが大きいと考える。</p> <p>※ P396 及び P397 では「発生盛土 11」の事を『残土処分場』と記載している。また、P332 の業者の見解でも当該土砂を『残土』と呼称している。これら数か所が元あった標記で、修正からこぼれたと推察する。上述の通り何らかの目的で土を盛るのが盛土であり、転圧しようが緑化しようが、余った土を廃棄するのは残土処分である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業地の大半は、国有林（保安林）であり土地の改変に伴い発生する土も国有林の所有物であり、対象事業実施区域内での利用は認めるものの、事業者が土を他所に転売することがないようご指導をいただいております。 ・発生土流用盛土の呼称については法アセスの先行他事例も参考に記載しました。評価書において適切に記載を修正いたします。
38	③ 沈砂池について	<p>(1) 開発面積について</p> <p>P667 の表に示される開発面積に疑義があります。例えば 11号機の開発面積は、造成で出来た大きな切土法面を含んでいるのでしょうか。同表の沈砂池面積を開発面積で除して、1ha 当りの沈砂池面積を算出すると 10%程度の差がありますが、それについて合理的根拠があれば示して下さい。また、切土法面を背負っているヤードの沈砂池ほど、前述の m^2/ha の値が小さくなっていますが、逆ではないかと思います。</p> <p>P668～P667 に記載されているタイプ 3 の沈砂池は、2～3 の例外を除き受け持つ開発面積が 0.15ha で、沈砂池面積が 15m² 前後です。これは、P663 の標準図における W の値が 15m 前後であると理解してよいか伺います。その際、タイプ 3 の配置図(P17～P34)からは受け持ち開発面積が全て等しい根拠が読み取れないで、説明願います。</p> <p>特に 3-150, 151 が担う面積はもっと大きく、容置不足と思われます。P672 の表 1021.2-7(7) 沈砂池タイプ 4 について、上記タイプ 1 と同様に沈砂池面積を開発面積で除すと、51 m²/ha ～473 m²/ha まで 10 倍近いバラツキがあるが、合理的な理由を伺いたい。</p>	<p>(1) 開発面積について</p> <p>P667 のタイプ①沈砂池の表につきまして、記載している開発面積は、法面を含んだ面積としております。現地の地形などにより、深さを考慮して算出していることから、沈砂池の面積に大小がございます。</p> <p>沈砂池タイプ 3 の沈砂池の、それぞれの受け持ち面積について、表現されておらず申し訳ありません。</p> <p>P672 のタイプ 4 沈砂池につきまして、タイプ 1 と同様に、現地の地形などにより、深さを考慮して算出していることから、沈砂池の面積に大小がございます。</p> <p>いずれも、今後静岡県の所管部署様からの指導をいただいてまいります。その結果を踏まえ評価書においては更なる設計精度の向上に努めます。</p>

表 2-1(21) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.		意見の概要	事業者の見解
S 氏	39	<p>(2) 放流流域等</p> <p>P694 の表によれば、4-1 号沈砂池の放流流域は原野谷川支流となっているが、どのように導水するのか。家山側への放流が合理的と考える。但しその場合沈砂池 3-18~3-22 を経由する事になるが、これらの能力とのバランスを照査する必要がある。</p> <p>P676 によれば、沈砂池 1-6 の放流先は沈砂池 2-139 となっているが、間には切土法面が存在し、法面の洗堀が予想される。適切な流路を設け、東側へ放出する方が安全と考えるので検討願いたい。</p> <p>発生土盛土 4 号の仕上がり面排水工について記述されたい。仕上がり高さの関係で、盛土工 3 側へは排水できないので、沈砂池も別途検討が必要。</p> <p>(3) 沈砂池タイプ 2 について</p> <p>一般的に切土法面・盛土法面を問わず、法尻全延長に施工すると考えるが、見解を伺う。</p> <p>当該沈砂池は、いわゆるシガラであり、法面完成直後に乾燥や降雨で土砂の剥落が生じ、短期間に満杯になることが予想される。どのような維持・管理を検討しているか伺う。また、工事完了後や、事業終了後の管理責任も伺う。材質が木製であり耐用年数が数年しかない点も検討課題に入れる事。</p> <p>他の沈砂池、特にタイプ 1, タイプ 4 の放水を受ける個所は、満杯になるのが早いことが予想され、ポケットの拡大や多段式の構造も視野に入れて検討されたい。</p>	<p>(2) 放流流域等</p> <p>4-1 号沈砂池の放流流域につきましては再度見直し、評価書でお示しいたします。</p> <p>沈砂池 1-6 につきましては、再度見直し、評価書にてお示しいたします。</p> <p>発生土盛土 4 号の仕上がり面排水工につきましては、再度見直し、評価書でお示しいたします。</p> <p>(3) 沈砂池タイプ 2 について</p> <p>タイプ 2 のものについては、施工中や完成直後に堆積することを想定しています。したがいまして、静岡県林地開発許可に準じて、定期的に堆積土砂の撤去を行ってまいります。切土、盛土のり面については、植生することを計画しており、完成後に、土砂の剥落は経年ごとに減少すると見込んでおります。</p>
	40	<p>④ その他</p> <p>9 月に襲来した台風 15 号は各地に甚大な被害をもたらした。本事業の計画の照査にあたっては、雨量や風速を仮定する場合、少なくともこの台風で観測された値を使用することとし、現在の数値を見直すこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者といたしましては事業に関係する各種法規制に対して行政の指示のもと適切に対応してまいります。雨量に関しては、林地開発許可の審査、風速に関しては電気事業法による審査を受けてまいります。

注：意見の概要是、以下を除き原文のとおり記載した。

・個人情報については、□□で記載した。

日刊新聞に掲載した公告

・静岡新聞、中日新聞

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)ワインドパーク遠州東部
風力発電事業 環境影響評価準備書」を検討致します。

- | | |
|---|---|
| 一、事業者の名称 | 株式会社シーテック |
| 二、代表者の氏名 | 代表取締役社長 社長執行役員 仰木一郎 |
| 三、主たる事務所の所在地 | 愛知県名古屋市瑞穂区洲ヶ町四丁四五(令和四年九月三十日まで) |
| 四、愛知県名古屋市緑区忠治山一〇一(令和四年十月一日から) | 愛知県名古屋市緑区忠治山一〇一(令和四年十月一日から) |
| 五、種類 | 風力(陸上) |
| 六、規模 | 発電設備出力 最大五万七千六百キロワット |
| 七、三、対象事業実施区域 | 静岡県島田市、掛川市及び周智郡森町 |
| 八、四、環境影響を受ける範囲 | 静岡県島田市、掛川市及び周智郡森町 |
| 九、五、総覧の場所・期間 | 静岡県くらし・環境部環境局生活環境課掛川市環境政策課、掛川市大須賀支所地域支援係、掛川市大東支所地域支援係、島田市役所本庁舎(情報公開コーナー)、島田市金谷南北地域総合課(金谷南支所)、島田市金谷北地域総合課(金谷北支所)、島田市川根地域総合課(川根支所)、島田市環境課(田代環境プラザ)、森町役場住民生活課生活環境係※いずれも開庁時間内(但し、総覧時間は八時半～十七時十五分) |
| 十、六、意見書の提出 | 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、総覧場所に備え付けております意見書箱にご投函ください。令和四年十一月十一日(金)までに左記の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効) |
| 十一、七、住民説明会の開催日時及び場所 | 電子総覧 http://www.ctechcorp.co.jp/#news
法定期間 令和四年九月一十八日(水)から
令和四年十月二十八日(金)まで |
| 十二、八、問い合わせ先 | 森町文化会館ミキホール 大ホール(森町森一四八五) |
| 十三、九、事業本部 | 令和四年十月十三日(木)十九時〇〇分から
掛川市生涯学習センターホール(掛川市御所原十七二) |
| 十四、十、愛知原名古屋市瑞穂区洲ヶ町四四五(令和四年九月三十日まで)
(テ四五九八〇一四愛知県名古屋市緑区忠治山一〇一(令和四年十月一日から)) | 令和四年十月十四日(金)十九時〇〇分から
川根文化センター(川根市川根町東山一七三二) |
| 十五、十一、 | 株式会社シーテック 再生可能エネルギー
事業本部 陸上風力開発部 開発1G (テ四六七八五二〇) |
| 十六、十二、 | 愛知原名古屋市瑞穂区洲ヶ町四四五(令和四年九月三十日まで)
(テ四五九八〇一四愛知県名古屋市緑区忠治山一〇一(令和四年十月一日から)) |
| 十七、十三、 | 電話〇五二(七一〇)九三〇五 |

地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

○広報しまだ 令和4年9月号（掲示版）

■ 第42期 島田市学生親善使節

リッチモンド市(アメリカ)参加者募集

□島田市国際交流協会 ☎ 36-7814

とき／令和5年3月20日(月)～30日(木)

対象／市内在住の中学校2・3年生または高校生(若干人)

申し込み／10月20日(木)午後3時までに必要書類を提出

【市内中学校の生徒】自校の国際交流担当教諭へ

【市外中学校の生徒・高校生】郵送または直接事務局へ

必要書類／応募申込書・応募承諾書・作文

選考方法／①書類審査 ②面接(11月1日(火)・2日(水))

必要経費／往復旅費、パスポート・エスタなどの取得手数料、

海外旅行傷害保険料、キャンセル料など(補助制度あり)

■ 風力発電事業にかかる環境影響評価準備書の

縦覧・意見募集・説明会

□(株)シーテック ☎ 052-710-9305

▶島田市山間部で計画している風力発電事業について、環境影響評価法に基づき、現地調査結果および予測、評価結果を示した準備書の縦覧と意見の受け付け、説明会を実施します。

縦覧期間／9月28日(水)～10月28日(金)午前8時30分～午後5時15分 (ホームページからもご覧いただけます) 

意見書受付期間／9月28日(水)～11月11日(金)午前8時30分～午後5時15分

ところ／市役所本庁舎 情報公開コーナー(1階)、田代環境プラザ、金谷南・北・川根支所

【説明会】

とき／10月14日(金)午後7時～8時30分

ところ／川根文化センター チャリム21

○広報かけがわ 令和4年9月号（お知らせ版）

中東遠総合医療センター
特定初診料の金額変更□中東遠総合医療センター医事課
(☎21-5555)

厚生労働省が進める医療機関の機能分担をさらに推進するための制度変更に伴い、10月1日(土)から紹介状を持たずして初診で受診する場合に負担いただく「特定初診料」の金額を次のとおり変更します。

9月30日(金)まで 5,500円(税込み)

10月1日(土)～ 7,700円(税込み)

※特定再診料も2,750円から3,300円(税込み)に変更します。

東京女子医科大学看護学部
掛川市地域枠推薦入試

□健康医療課(☎21-1324)

東京女子医科大学看護学部推薦入試の掛川市地域枠が設けられています。推薦入試合格者を対象にした修学資金貸与制度もあります。申し込みする場合は、必ず要項を取り寄せ、事前に詳細をご確認ください。

対象 ①市内の高校に通学している学生②本人または保護者が市内に住所を有する高校生

応募方法 10月4日(火)までに必要書類を健康医療課(御所原)へ直接提出

環境影響評価準備書の
縦覧・意見受け付け

□株式会社シーテック

(☎052-852-6991)

環境政策課(☎21-1218)

市北部八高山周辺の掛川市、島田市、森町にまたがり風力発電事業を計画している事業者が、環境影響評価法に基づいて、現地調査結果および予測・評価結果を示した「準備書」の縦覧と意見受け付けが行われます。

縦覧期間 9月28日(水)～10月28日(金)(土日・祝日を除く開庁時)

意見受付期間 9月28日(水)～11月11日(金)

受付場所 環境政策課、大須賀支所
地域振興係、大東支所地域振興係、
(株)シーテックホームページ(<http://www.ctechcorp.co.jp/#news>)9月のけつトラ市につ
いては、ホームページ
でご確認ください。
□実行委員会(☎61-1151)

地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報もりまち 令和4年9月号（お知らせ版）

催し

「(仮称)ウインドパーク 遠州東部 風力発電事業に係る 環境影響評価準備書」の 縦覧、意見募集及び説明会

森町、掛川市、島田市にまたがり
風力発電事業を計画している事業
者が、環境影響評価法に基づいて、
現地調査結果及び予測・評価結果を
示した「準備書」の縦覧と意見の受
付、説明会を行います。

縦覧期間

9月28日(水)～10月28日(金)
土日祝日を除く8:30～17:15

意見書受付期間

9月28日(水)～11月11日(金)
土日祝日を除く8:30～17:15

準備書縦覧及び意見提出場所

役場住民生活課生活環境係、(株)シーテックHP(電子閲覧のみ)

【説明会】

とき 10月12日(水)
19:00～20:30

ところ 文化会館大ホール

問 (株)シーテック

☎052-710-9305

(担当:加藤)

シニア面接会

対象者 町内在住で再就職・転職を
希望している55歳以上の方

とき 10月19日(水)
14:00～16:00

ところ 袋井北コミュニティセンター

申込期間 9月15日(木)～10月14日(金)

申込方法 電話、FAX、HPの申込
フォームから

しづおかジョブ
ステーションHP



その他 参加無料。

定員20名(申込多数の場合
は抽選)

問・申 しづおかジョブステーション

☎053-454-2523

インターネットによる「お知らせ」

(静岡県のウェブサイト)

(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業環境影響評価手続情報

事業概要	
整理番号	10103
対象事業の区分	風力発電施設の建設
事業名称	(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業
事業者	株式会社シーテック
事業計画	発電所設備出力57,600キロワット(最大)
実施根拠	環境影響評価法

環境影響評価手続	

準備書手続

準備書送付 (PDF : 119KB)	令和4年9月27日受領
縦覧	<p>公告：令和4年9月28日 縦覧：令和4年9月28日～令和4年10月28日 電子縦覧：株式会社シーテックホームページ (http://www.ctechcorp.co.jp/#news)</p> <p>縦覧場所：静岡県庁くらし・環境部環境局生活環境課 掛川市環境政策課 掛川市大須賀支所地域支援係 掛川市大東支所地域支援係 島田市役所本庁舎（情報公開コーナー） 島田市金谷南地域総合課（金谷南支所） 島田市金谷北地域総合課（金谷北支所） 島田市川根地域総合課（川根支所） 島田市環境課（田代環境プラザ） 森町役場住民生活課生活環境係</p> <p>縦覧時間：開庁時間内（8時30分～17時15分）</p>
意見書提出方法及び期限	<p>準備書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。</p> <p>御意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、意見（意見の理由を含む）を御記入のうえ、縦覧場所に備え付けております「意見書箱」に投函していただか、以下の送付先に郵送してください。</p> <p>送付先：〒467-8520名古屋市瑞穂区洲雲町4-45（令和4年9月30日まで） 〒459-8014名古屋市緑区忠治山101（令和4年10月1日から） 提出期限：令和4年11月11日（当日消印有効） 問い合わせ先：株式会社シーテック（052-710-9305）</p>
住民説明会の開催日時及び場所	<p>令和4年10月12日19時～森町文化会館ミキホール・大ホール 令和4年10月13日19時～掛川生涯学習センター・ホール 令和4年10月14日19時～川根文化センターチャリム21・ホール</p>
意見概要書	未
島田市長意見	未
掛川市長意見	未
森町長意見	未
知事意見	未

インターネットによる「お知らせ」

(掛川市のウェブサイト)

(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び意見募集について

いいね！ 0

シェアする 0

ツイート

B! ブックマーク 0

LINEで送る

2022年9月28日更新

環境影響評価法に基づき、株式会社シーテック（以下、「事業者」といいます）が計画している（仮称）ウィンドパーク遠州東部風力発電事業（最大出力：57,600kW、風車基数：15基）に係る環境影響評価準備書を、下記のとおり縦覧に供するとともに、内容についての意見書の提出を受け付けます。

※環境影響評価準備書とは、事業実施に伴う環境への影響に関する調査・予測・評価の結果及びこれらを踏まえた環境保全のための措置について、事業者自身が作成した図書をいいます。

1 縦覧について

(1) 窓口での縦覧

- 縦覧場所：掛川市役所環境政策課、大東支所地域支援係、大須賀支所地域支援係
- 縦覧期間：令和4年9月28日（水）から令和4年10月28日（金）まで（土・日・祝日を除く）
- 縦覧時間：午前8時30分～午後5時15分

(2) ホームページ上の縦覧

事業者のホームページにて、環境影響評価準備書が公開されています。こちらは、縦覧期間を通じて、24時間閲覧いただけます。

<https://www.ctechcorp.co.jp/news/1627/>

2 意見書の提出について

環境影響評価準備書の内容について、環境保全の見地から御意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。書面に住所、氏名及び準備書に対する意見（理由を含む）を記載の上、以下のいずれかの方法により令和4年11月11日（金）までに御提出ください。

- 1) 縦覧場所に設置されている意見書箱に提出
- 2) 事業者宛てに直接郵送（当日消印有効。送付先は「4 問い合わせ先」を御参照ください）

3 住民説明会の実施について

環境影響評価準備書の内容について、以下のとおり、事業者による説明会が開催されます。

○日時：令和4年10月13日（木） 午後7時から

○会場：掛川市生涯学習センター ホール

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、延期又は中止となる場合があります。その場合には、事業者のホームページ上にて発表されます。

4 問い合わせ先

事業者名：株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部
　　陸上風力開発部 開発1グループ
所在地：〒459-8014 愛知県名古屋市緑区忠治山101
電話番号：052-710-9305

※環境影響評価準備書の内容等については、上記事業者にお問い合わせください（掛川市では回答できません）。

カテゴリー [新エネルギー](#) [新着情報](#) [お知らせ](#)

お問い合わせ

協働環境部 環境政策課
電話：0537-21-1218 Fax: 0537-21-1164

[お問い合わせフォーム](#)

インターネットによる「お知らせ」

(森町のウェブサイト)

**「(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業」に係る環境影響評価準備書の縦覧及び意見募集が開始されます**

更新日：2022年09月28日

(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧及び意見募集について

環境影響評価法（環境アセスメント法）に基づき、標記事業に係る環境影響評価準備書について、令和4年9月28日（水曜日）から同年10月28日（金曜日）まで縦覧が開始されますのでお知らせします。

なお、準備書の内容につきまして、森町職員がお答えすることはできません。

お手数ですが、下記の問い合わせ先（株式会社シーテック再生可能エネルギー事業本部 陸上風力開発部）までご連絡をお願いいたします。

対象事業

事業名称	(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業
事業者	株式会社シーテック 代表取締役社長 仰木 一郎 愛知県名古屋市瑞穂区洲雲町4-45（令和4年9月30日まで） 愛知県名古屋市緑区忠治山101（令和4年10月1日から）
事業内容	風力発電所設置事業
事業想定区域	静岡県島田市、掛川市及び周智郡森町
事業の規模	発電設備出力 最大57,600kw

縦覧期間

令和4年9月28日（水曜日）から令和4年10月28日（金曜日）まで

縦覧場所

縦覧場所	縦覧時間
森町役場住民生活課生活環境係 (周智郡森町森2101-1)	土曜、日曜、祝日を除く 8時30分から17時15分
株式会社シーテック ホームページ (下のリンク先をご確認ください)	24時間（電子閲覧のみ）

[株式会社シーテック ホームページ](#)

意見書提出について

（仮称）ウインドパーク遠州東部風力発電事業環境影響評価準備書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見（ご意見の理由を含む）をご記入の上、縦覧場所に備え付けてある意見箱にご投稿いただくか、下の提出先へご郵送ください。

意見書の提出先又は内容の問い合わせ先

提出期限：令和4年11月11日（金曜日）まで（当日消印有効）

事業所：株式会社シーテック 再生エネルギー事業本部陸上風力開発部（担当：松本）

住所：〒459-8014 愛知県名古屋市緑区忠治山101

電話：052-710-9305（土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

このページに関する
お問い合わせ先
Inquiry

住民生活課 生活環境係

〒437-0293

静岡県周智郡森町森2101-1

電話番号：0538-85-6314

[メールでのお問い合わせはこちら](#)

インターネットによる「お知らせ」

(株式会社シーテックのウェブサイト)

**(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業に係る
環境影響評価準備書の縦覧・閲覧について**

2022年9月28日

株式会社シーテック

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」という。)を2022年9月27日付で経済産業大臣へ届出いたしました。

準備書とは、開発事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者が調査・予測・評価を行い、その結果を示したものです。

つきましては、2022年9月28日(水)から2022年10月28日(金)まで準備書を縦覧・閲覧するとともに、説明会を開催します。また、準備書について環境保全の見地から意見のある方は、どなたでも意見書を提出することができます。

1. 事業を実施しようとする区域

静岡県掛川市、島田市及び周智郡森町地内

2. 準備書及び要約書の縦覧・閲覧

(1) 期間

2022年9月28日(水)から2022年10月28日(金)まで

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

(2) 時間

開庁時 午前8時30分～午後5時15分

(3) 場所

静岡県庁静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

掛川市役所環境政策課

掛川市役所大須賀支所地域支援係

掛川市役所大東支所地域支援係

島田市役所本庁舎(情報公開コーナー)

島田市役所環境課(田代環境フロア)

島田市役所金谷南支所金谷南地域総合課

島田市役所金谷北支所金谷北地域総合課

島田市役所川根支所川根地域総合課

森町役場住民生活課生活環境係

3. 準備書の説明会

日時：2022年10月12日(水)午後7時から午後8時30分まで

場所：森町文化会館ミキホール 大ホール(静岡県周智郡森町森1485)

日時：2022年10月13日（木）午後7時から午後8時30分まで

場所：掛川市生涯学習センター ホール（静岡県掛川市御所原17-1）

日時：2022年10月14日（金）午後7時から午後8時30分まで

場所：川根文化センターチャリム21 ホール（静岡県島田市川根町家山1173-1）

4. 準備書及び要約書

（仮称）ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価準備書

⑥表紙・目次

⑥第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

⑥第2章 対象事業の目的及び内容

⑥第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（自然的状況）

⑥第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（社会的状況）

⑥第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

⑥第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

⑥第6章 方法書についての意見と事業者の見解

⑥第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

⑥第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目、並びに調査、予測及び評価の手法

⑥第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測および評価の手法についての経済産業大臣の助言

⑥第10章 環境影響評価の結果（大気質）

⑥第10章 環境影響評価の結果（騒音）

⑥第10章 環境影響評価の結果（低周波音）

⑥第10章 環境影響評価の結果（振動）

⑥第10章 環境影響評価の結果（水環境）

⑥第10章 環境影響評価の結果（土地の安定性）

⑥第10章 環境影響評価の結果（風車の影）

⑥第10章 環境影響評価の結果（動物）

⑥第10章 環境影響評価の結果（植物）

⑥第10章 環境影響評価の結果（生態系）

⑥第10章 環境影響評価の結果（景観）

⑥第10章 環境影響評価の結果（人と自然との触れ合いの活動の場）

⑥第10章 環境影響評価の結果（廃棄物等）

⑥第10章 環境影響評価の結果（環境の保全のための措置）

⑥第10章 環境影響評価の結果（事後調査）

⑥第10章 環境影響評価の結果（環境影響の総合的な評価）

⑥第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

⑥第12章 その他環境省令で定める事項

⑥資料編

（仮称）ウインドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価準備書要約書

⑥要約書

※閲覧の利用環境は、最新のブラウザを推奨します。

推奨環境以外でのご利用や、推奨環境下でもお客様の web ブラウザの設定によっては、ご利用できない、もしくは正しく表示されない場合がございます。

5. 意見書の提出

準備書について環境保全の見地から意見を有する方は、意見書を提出することができます。

(1) 意見書の提出に必要な事項

① 意見書を提出しようとする方の氏名及び住所

法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

② 意見書の提出の対象である準備書の名称[意見書様式を使用する場合は記載済み]

(仮称) ウィンドパーク遠州東部風力発電事業 環境影響評価準備書

③ 準備書についての環境保全の見地からの意見

意見は日本語により、意見の理由及び根拠を含めて記載願います。

(2) 提出期限

2022年11月11日（金）

(3) 提出方法

① 意見書箱に投函する方法

意見書を縦覧箇所に備え付けの意見書箱に投函願います。

② 郵送する方法

意見書を下記提出先まで郵送願います。ただし、2022年11月11日（金）の消印まで有効とさせて頂きます。

(4) 郵送する場合の提出先

〒459-8014 愛知県名古屋市緑区忠治山101

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 陸上風力開発部 開発1G

(5) 意見書様式

[▲意見書（PDF）](#)、[▲意見書（Word）](#) ダウンロードしてお使いください。

（注）意見書に記載される個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

6. お問い合わせ先

株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 陸上風力開発部 開発1G

電話番号 052-710-9305

（土曜日、日曜日、祝祭日は除く、午前9時から午後5時まで）

以上

意見書様式

環境影響評価準備書についての意見書

住 所 (法人その他の団体にあっては 主たる事務所の所在地)	〒 一
氏 名 (法人その他の団体にあっては その名称、代表者の氏名)	

意見書の提出の対象で ある準備書の名称	(仮称) ウィンドパーク遠州東部 風力発電事業 環境影響評価準備書
------------------------	--------------------------------------

〔環境の保全の見地からの御意見とその理由〕

- (注意) 1 住所と氏名の記載がない場合、意見として取り扱うことができませんのでご了承ください。
2 ご意見は、理由を含めてできるだけ具体的に書いてください。
3 意見について記入欄が足りない場合は任意の用紙をご使用いただいても構いません。
4 環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、本用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記宛先までご郵送（令和4年11月11日（金）消印有効）下さい。
送付先 〒459-8014 愛知県名古屋市緑区忠治山101
株式会社シーテック 再生可能エネルギー事業本部 陸上風力開発部（担当：松本）宛
（電話番号：052-710-9305）
5 記載していただいた個人情報は、本事業のみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。